

# 給与に関する報告

令和 2 年 12 月

横浜市 人事委員会





人 調 第 6 3 7 号

令和 2 年 12 月 2 日

横浜市会議長 横山 正人 様  
横浜市 長 林 文子 様

横浜市人事委員会委員長 水地 啓子

本委員会は、地方公務員法第 8 条及び第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関して、別紙第 1 のとおり報告します。

また、同法第 8 条の規定に基づき、本市の人事給与制度等に関して別紙第 2 のとおり報告します。



# 目 次

## 別紙第 1

(ページ)

職員の給与に関する報告	1
1 職員給与と民間給与の調査	2
2 職員給与と民間給与の比較	3
3 国家公務員の給与	4
4 給与月額改定に関する考え方	4
(参考) 人事院報告の骨子	6

## 別紙第 2

(ページ)

人事給与制度等に関する報告	7
1 長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの推進	7
2 多様な人材が活躍できる職場づくり	8
3 職員の心身の健康とハラスメントの防止	10



## 職員の給与に関する報告

本市職員の給与の決定については、市民及び職員の理解と納得を得る必要があることから、本委員会が、本市職員の給与と市内民間企業従業員の給与について、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させることで精確な比較を行い、民間給与の水準と均衡させることを基本に、必要な勧告等を行ってきた。

地方公務員法に基づく給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置としての機能を有するものであり、この勧告に基づき職員給与が決定されることで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とすることができると考える。

本委員会は、このような考え方にに基づき、職員給与と民間給与との比較をはじめ給与決定の基礎となる諸条件の調査を行った上で、本市職員の給与に関する報告を行うものである。

## 1 職員給与と民間給与の調査

### (1) 職員給与の実態調査

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員の給与等の実態を把握するため、「横浜市職員給与等実態調査」を実施した。

調査対象は、一般職の職員（技能職員、企業局職員、会計年度任用職員及び休職者等を除く。）32,945人である。

調査項目は、本市職員の給料月額及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第1表～6表（20～45頁）]

### (2) 民間給与の実態調査

本委員会は、市内民間企業従業員の給与等の実態を把握するため、人事院等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、全国統一の内容及び方法で行うものであり、調査対象は、市内民間事業所のうち、次表の調査対象産業に分類された、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上の民間事業所である。

本年の本市における調査対象事業所数は1,426事業所であり、これらを産業、企業規模、本店・支店の別の条件でグループ化し、各グループの中から無作為に抽出した300事業所について調査を実施した（層化無作為抽出法）。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外されている。

給与月額及び初任給月額に関する調査については、感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日にかけて実施した。

調査項目は、次表の調査対象職種（54職種）に従事する者の4月分の給与月額、初任給月額及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第7表～12表（50～61頁）]



《調査対象産業等一覧》

項目	内容
調査対象産業 (1,426事業所)	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、その他のサービス業）
調査対象職種 (54職種)	事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員その他）、技能・労務（守衛その他）、教育（大学教授、高等学校教諭その他）、研究（研究員その他）等
調査実人員	11,860人

## 2 職員給与と民間給与の比較

### (1) 給与月額

職員給与については、行政職員給料表が適用されている職員のうち、医療技術・看護職員及び指導主事等を除いた事務・技術関係職員を対象とした。民間給与については、これと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員の4月分の給与月額を用いた。

その上で、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により、職員給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当）と民間給与（所定内給与月額から通勤手当額を除いた額）の比較を行った。

具体的には、個々の本市職員に対し、給与決定要素を同じくする市内民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合の給与総額と、現に職員に支払った給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを比較した。

その結果、次のとおり、職員給与が民間給与を140円（0.04%）上回っている。

### 本市職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \right]$
385,842円	385,982円	△140円 (△0.04%)

(注) 別途「初任給」の調査を行っているため、給与の比較には、本市・民間ともに新卒採用者の給与は含まれていない。

### (2) 初任給

市内民間事業所と本市における初任給は、次のとおりである。

学 歴	民間（事務・技術）	本市（一般行政職）
大 学 卒	211,730円	206,596円
高 校 卒	174,589円	171,448円

[参考資料第9表 (59頁)]

## 3 国家公務員の給与

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告を行った。

国家公務員給与が民間給与を164円（0.04%）上回っていたが、較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わないこととされた。

[参考 (6頁)]

## 4 給与月額改定に関する考え方

前記2(1)のとおり、本年4月時点で本市職員給与が民間給与を140円（0.04%）上回っている。

本年は較差が小さく、給料表及び諸手当について適切な改定を行

うには十分でないことから、給料表及び諸手当の改定は行わないこととする。

## (参考) 人事院報告の骨子

### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率80.2%)

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

[行政職(一)…現行給与408,868円 平均年齢 43.2歳]

### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

### (参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

## 人事給与制度等に関する報告

本市では従来から働き方改革として、ペーパーレスの取組や、柔軟で多様な働き方を目指した「横浜版フレックスタイム制度」の本格導入、人事委員会規則に超過勤務の上限時間を規定するなど、様々な施策を講じており新市庁舎への移転を契機として、取組の浸透と実践が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、社会、経済や市民生活は急速に変化しつつあり、行政を取り巻く環境は、デジタル化の推進など、日々変化している。

このような社会情勢等の変化にスピード感を持って対応し、市民サービスの向上を図るには、職員一人ひとりが力を発揮できる職場づくりが重要である。そのためには、引き続き、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスを推進すること、多様な人材が活躍できる職場をつくること、職員の心身の健康を守ることとハラスメントの防止に努めることが必要である。また、これらは相互に関連しており、総合的・一体的に推進することが求められる。

### 1 長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの推進

本年に入り、新型コロナウイルス感染症への現場での対応や施策に関連し、本市においても、保健・医療・教育などの分野をはじめ、多くの職場で、短期間に今までにない状況に直面した。そのため、本市では長年にわたる長時間労働是正の取組の成果として、一部の職員への労働時間の偏りは改善傾向にあったものの、今年度は特定の職場で労働時間が増加している。

現在も、会議や事業実施時に3つの密（密閉・密集・密接）を避ける集団感染の防止対策や窓口職場でのアクリル板・ビニールシートの設置など、身近な対策を日常的に行ってきており、様々な場面で例年とは異なる業務が発生している。引き続き、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスを実現するためには、業務の見直しと柔軟で多様な働き方の推進が重要となっている。

本市においては、職場ごとに行っていた物品購入事務等を集約し一括処理するなど、これまで様々な業務の見直しを行ってきた。さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、改めて各種業務の実施方法などの見直しがされており、これを機に事業の整理及び点検を強化することが重要である。

こうした状況を踏まえ、柔軟で多様な働き方を推進していくためには、特にテレワークの利用拡大について検討する必要がある。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一時的に利用要件を設けないテレワーク環境を用意して対応している。しかし、本市の在宅型テレワークの原則の制度では、対象者を子育てや介護等の要件に当てはまる職員に限定している。テレワークは職員にとってワーク・ライフ・バランスの観点などから有用であり、新型コロナウイルス感染症の対策として自宅勤務が実施されたように、業務の継続性を確保するためにも、職員の健康を守るためにも重要である。性質上出勤が不可欠な業務との均衡も考慮しつつ、特定の事由に限らず利用できるように仕組みを整えていく必要がある。また、テレワークの効果を最大限に発揮するには、例えば、ビデオ会議システムやチャットツールの導入など、職場及び職員間のコミュニケーションを充実させる手法を検討する必要がある。

本市ではこれまで、市民への直接的なサービスの提供が必要となる業務を考慮しつつ、電子申請の活用や個人番号カードを使った住民票の写しのコンビニエンスストアでの発行などの取組を進めてきた。今年度に入り、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、行政のデジタル化の必要性が改めて浮き彫りになり、議論が加速している。業務の見直しや柔軟で多様な働き方を進めるに当たっては、今後起こり得る緊急事態に備えるためにも、今回の新型コロナウイルス感染症が本市の業務に与えた影響及び本市の対応について検証を行うことが重要である。その上で、市民サービスや公務能率の向上に資する行政のデジタル化を推進していく必要がある。

## 2 多様な人材が活躍できる職場づくり

社会経済環境の変化が激しい現在において、変化に迅速かつ的確に対応し、多角的な観点からより良い市民サービスを展開していくためには、多様な人材がその能力を最大限に発揮できる機会を提供するダイバーシティの推進が

重要である。さらに、今日においてはSOGI（性的指向と性自認）といった多様な性のあり方にも理解を深める必要がある。

まずは、年齢・性別・職位、障害の有無を問わず、多様な人材が生き生きと活躍して働けるように、人材育成、キャリア形成支援及び良好な職場環境づくりを推進していくことが重要である。

現在、職員一人ひとりが自らの能力を発揮していくことを目指して、職員が中長期的視点でキャリアを考えられるよう、各種研修の実施やキャリアプランシートの策定に向けた検討を行ってきている。

昨今、公務員の定年の段階的引上げが議論されており、今後、職員のキャリアが更に長期化していくことが予想される。経験豊富な職員の意欲・能力を活かし、定年の段階的引上げを行政の質の向上につなげていく必要があると考える。それに当たり、職員の専門的能力の発揮や、モチベーションの維持・向上、若年期に加えて中堅・ベテランも含めた新たな能力開発の機会の提供がより一層重要となっていく。国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、職務の在り方の検討、勤務条件や環境の整備を進めていく必要がある。

また、本市職員の約半数を占める女性職員の活躍を推進することは、組織活力の観点から特に重要である。市民の半数を女性が占める中で、多様化する市民ニーズに的確に応えるためには、意思決定層に占める女性の割合を増やすことが欠かせない。本市では、課長級以上に占める女性割合の目標値を令和4年4月1日までに30%以上としているが、現状は17.9%に留まっている。また、今年度の係長昇任試験においても、女性職員の受験率は21.9%と、男性職員の受験率54.3%に比べて低い状況である<sup>1</sup>。

意思決定層に占める女性の割合を増やしていくためには、責任職の指導・マネジメント力の向上を図り、女性職員のそれぞれのライフステージにおける私生活との両立等の不安を解消していくことが必要である。また、個々の職場においては、男女を問わず、様々な職務経験を積ませ、責任職から部下職員への日々の助言・指導を通じて、昇任への意識醸成を図っていくことが極めて重要となる。

それに加えて、女性職員が昇任に挑戦しやすい環境を作っていくためには、家事・育児・介護等のケア労働が一般に女性に偏っているという社会的課題に対応していくことが重要である。本市は、男女共同参画の推進のために情報発信等を行って取組を進めており、引き続き、男女を問わずジェンダー・

---

<sup>1</sup> 令和2年度係長昇任試験A事務区分の受験率

バイアスを取り除き、男性がケア労働に従事することができる環境を整え、男女が共に仕事と生活を両立して活躍することができるよう取組を進めていかなければならない。

本市の男性職員の育児休業取得率は昨年度では16.5%である。また有給休暇である「配偶者の出産のための休暇」及び「男性職員の育児参加休暇」取得率（3日以上）は昨年度で78.0%となっている。今年度から、国家公務員においては、子供が生まれた全ての男性職員が、1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指し、取得計画<sup>1</sup>の作成や休暇・休業中の業務運営の確保を管理職員が率先して行い、取組を人事評価に適切に反映することとしている。本市では、意識改革を目的とした研修や情報発信等を行って取組を進めてきているが、さらに、こうした事例も参考にして、男性の育児休業・休暇の取得を引き続き積極的に促進していく必要がある。

障害のある職員の活躍については、雇用の促進に加え、障害のある職員が能力を最大限発揮できるような職場環境の整備が必要である。そのためには、職員一人ひとりが障害に対する理解を深めるとともに、個々の障害に応じた相談支援等のサポート体制の充実が重要である。

本市の障害のある人を対象とした職員採用選考について、昨年度から、身体に障害のある人に加え、知的障害又は精神障害のある人を対象にするとともに、事務区分の年齢上限を30歳から59歳まで拡大した。今後も、障害のある人を対象とした職員採用選考や採用後の職場における課題を整理、分析し、職員一人ひとりが活躍できる行政運営を目指して取組を進めていく必要がある。

### 3 職員の心身の健康とハラスメントの防止

本市では「横浜市職員の健康ビジョン」に基づき、「横浜市職員の身体の健康づくり計画（からだ計画）」と、「横浜市職員の心の健康づくり計画（こころ計画）」を策定し、相談窓口を設けたり、健康づくりに資する企画を展開したりするなど、職員の心身の健康の保持に向けて、様々な取組を行っている。今後は取組を更に浸透させ、職員一人ひとりが制度を活用して、長期にわたり心身の健康を主体的に保持していくことが求められる。さらに、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）についても、結果を

---

<sup>1</sup> 「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に定めるフォローアップの結果によると、今年度第一四半期における対象職員の取得計画作成率は99.8%で、そのうち85.2%が1か月以上の休業等を予定している。



分析し、職場の特徴（強み・弱み）、課題などの傾向を把握して、働きやすい職場づくりに向けて組織的に活用していくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、職場では、マスクの着用や3つの密を避けるなどの取組を行ってきている。また、前述したように、多くの職場で、感染拡大を防止するために例年と異なる対応が求められており、職員が新たに取り組むべき業務が増えている。このような状況を踏まえ、職場全体で、職員の心身の健康を守ることができるよう、これまで以上に、きめ細やかな対応を行っていくことが必要である。

職員が働きやすい良好な職場環境を作るためには、今まで以上に職場でのハラスメントの防止に努めていかなければならない。ハラスメントは、職員個人に対する人権侵害だけではなく、職場環境を悪化させ、公務能率の低下を招くなど、市政の円滑で効率的な運営に重大な影響を及ぼす。本市においては、本年4月から「横浜市職員ハラスメント対応指針」が改定され、ハラスメント行為の対象には職員間だけではなく、職員と職員以外の者<sup>1</sup>との間における言動も含むと規定された。また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの従来からの問題に加えて、性的指向・性自認の望まぬ暴露（アウトティング）などのSOGIハラスメントなど、これまでの言動や対応が見直され、ハラスメントとして認識されてきている。職員一人ひとりがあらゆるハラスメントへの意識を高め、防止に努めていくとともに、防止のための組織的な取組を継続して行っていかなければならない。

職員一人ひとりが心身ともに健康で、良好な環境の中で業務を遂行できるということは、職員満足度を高め、市民サービスの向上にもつながる。また、職員が職場で上司や同僚に何でも相談できるという安全性（心理的安全性）が担保されている組織づくりは、生産性を高めていくことにもつながる。引き続き、責任職が率先して、職員間で円滑なコミュニケーションがとれる職場環境を整備していく必要がある。

職員一人ひとりが高い意欲を持ち、自らの能力を発揮できるよう、上記で述べてきたことを総合的・一体的に推進し、職場全体で、働きやすさと働きがいのある環境を作っていくことが重要である。

---

<sup>1</sup> 他の事業主又はその雇用する労働者や就職活動中の学生等



# 参 考 资 料



# 目 次

## 第1部 本市職員給与の実態

(ページ)

令和2年横浜市職員給与等実態調査の概要	19
第1表 給料表別・級別平均給与月額等	20
第2表 給料表別人員等	21
第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等	40
第4表 扶養手当の支給状況	44
第5表 住居手当の支給状況	44
第6表 管理職手当の支給状況	45

## 第2部 民間給与の実態

(ページ)

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	49
第7表 産業別・企業規模別抽出事業所数	50
第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等	51
第9表 職種別・学歴別初任給	59
第10表 民間における扶養（家族）手当の支給状況	60
第11表 民間における給与改定の状況	61
第12表 民間における定期昇給の実施状況	61
第13表 対応級表	62
(参考) ラスパイレス方式による比較とは？	63



## 第1部 本市職員給与の実態





# 令和2年横浜市職員給与等実態調査の概要

## 1 調査の目的及び時期

この調査は、令和2年4月1日を基準日として、本市職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

## 2 調査対象

### (1) 対象職員

一般職の職員のうち、行政職員、消防職員、教育職員、医療職員  
(技能職員、企業局職員、会計年度任用職員及び休職者等を除く。)

※ 再任用職員については、データの集計には加えていない。

### (2) 調査人員

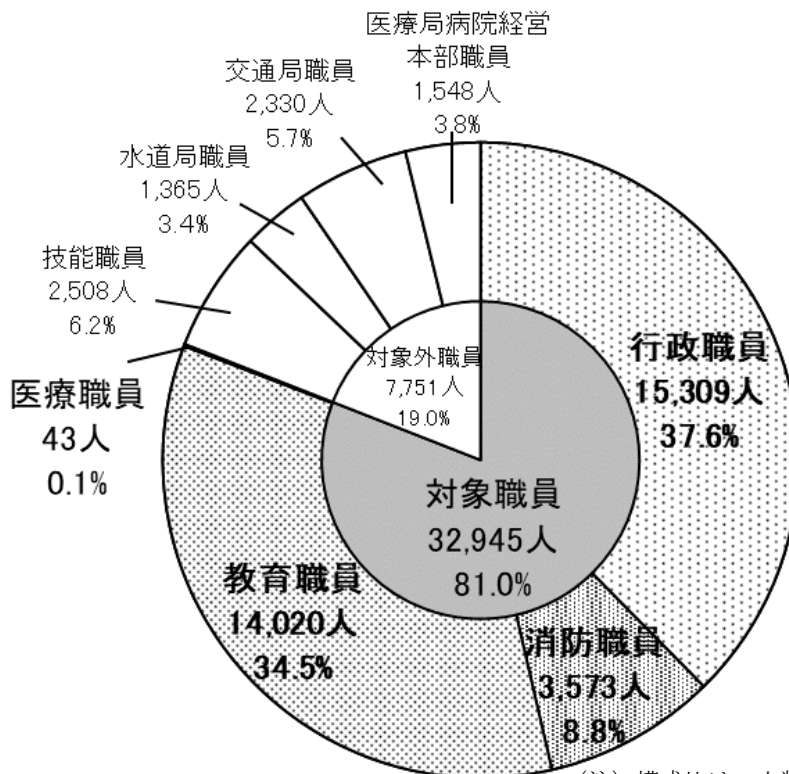
32,945人

## 3 調査事項

本市職員の適用給料表、級、号給、給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、学歴、性別、年齢ほか

## 【職員数内訳】

全職員：40,696人（会計年度任用職員、休職者等を除く。）



(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と一致しない。

## 第1表 給料表別・級別平均給与月額等

### (その1) 行政職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
<b>全</b>	人 <b>15,309</b>	円 <b>383,100</b>	円 <b>315,858</b>	円 <b>6,587</b>	円 <b>52,319</b>	円 <b>3,786</b>	円 <b>4,550</b>	歳 <b>40.5</b>	人 <b>0.64</b>	年 <b>17.5</b>
1	3,122	238,704	198,120	662	31,805	8,117	0	26.2	0.07	3.7
2	4,335	328,846	273,021	4,815	44,454	6,556	0	35.6	0.51	12.3
3	3,914	440,266	371,712	7,819	60,725	10	0	50.2	0.71	27.7
4	2,182	440,566	366,408	11,780	60,510	1,868	0	44.5	1.16	21.1
5	565	478,531	399,100	13,337	65,990	104	0	48.7	1.28	25.8
6	935	592,849	451,927	12,307	81,769	21	46,825	51.7	1.12	27.4
7	204	700,249	501,437	10,461	96,586	0	91,765	55.9	1.03	32.2
8	52	808,361	551,354	7,865	111,498	0	137,644	58.2	0.90	34.7

### (その2) 消防職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
<b>全</b>	人 <b>3,573</b>	円 <b>377,567</b>	円 <b>307,561</b>	円 <b>12,652</b>	円 <b>51,558</b>	円 <b>3,769</b>	円 <b>2,027</b>	歳 <b>39.5</b>	人 <b>1.26</b>	年 <b>18.5</b>
1	710	236,759	195,249	1,310	31,449	8,751	0	24.3	0.14	3.4
2	1,042	327,347	264,797	11,918	44,274	6,358	0	32.9	1.28	11.0
3	1,389	445,816	366,659	17,325	61,437	395	0	49.2	1.66	29.0
4	231	460,859	376,872	20,128	63,520	339	0	45.2	2.00	24.1
5	79	486,770	402,313	17,316	67,141	0	0	51.1	1.66	29.5
6	97	600,108	450,262	16,021	82,773	0	51,052	53.9	1.51	32.7
7	25	699,615	502,596	8,860	96,499	0	91,660	57.7	1.00	36.6

### (その3) 教育職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
<b>全</b>	人 <b>14,020</b>	円 <b>411,410</b>	円 <b>341,791</b>	円 <b>6,057</b>	円 <b>56,143</b>	円 <b>4,370</b>	円 <b>3,049</b>	歳 <b>39.5</b>	人 <b>0.60</b>	年 <b>16.1</b>
1	3	320,737	261,699	9,167	43,338	6,533	0	36.0	1.00	15.8
2	11,162	384,139	321,659	4,814	52,235	5,431	0	36.7	0.49	13.3
3	1,949	489,229	410,798	10,674	67,435	322	0	48.5	1.03	25.1
4	513	562,209	431,692	12,948	77,546	0	40,023	52.5	1.15	29.1
5	393	603,918	454,638	9,443	83,299	0	56,538	56.6	0.83	33.4

(その4) 医療職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	43	648,874	481,693	9,360	89,374	912	67,535	51.1	0.91	25.4
1	2	338,428	283,300	0	45,328	9,800	0	30.8	0.00	3.1
2	5	490,146	410,060	9,100	67,066	3,920	0	37.7	1.00	12.7
3	12	604,427	462,767	8,708	83,369	0	49,583	47.5	0.75	22.2
4	20	713,557	514,710	10,725	98,422	0	89,700	56.6	1.05	30.8
5	4	812,435	562,125	9,500	112,060	0	128,750	61.5	1.00	35.1

(その5) 全給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	32,945	394,895	326,211	7,023	53,912	4,029	3,720	40.0	0.69	17.0

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。

第2表 給料表別人員等

(その1) 給料表別・学歴別・性別人員

給料表	職員数	学歴別人員				性別人員	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
行政職員	15,309 (46.5)	12,005 (78.4)	1,177 (7.7)	2,110 (13.8)	17 (0.1)	8,077 (52.8)	7,232 (47.2)
消防職員	3,573 (10.8)	1,460 (40.9)	43 (1.2)	2,070 (57.9)	0 (0.0)	3,447 (96.5)	126 (3.5)
教育職員	14,020 (42.6)	13,365 (95.3)	641 (4.6)	14 (0.1)	0 (0.0)	6,025 (43.0)	7,995 (57.0)
医療職員	43 (0.1)	43 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	23 (53.5)	20 (46.5)
計	32,945 (100.0)	26,873 (81.6)	1,861 (5.6)	4,194 (12.7)	17 (0.1)	17,572 (53.3)	15,373 (46.7)

(注) ( ) 内の数字は、構成比である。

(その2) 行政職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	3,122	-	4,335	-	3,914	-	2,182	-	565
1	126,900		198,200		220,700		240,600		265,600	
2	128,000		200,300		222,600		242,800		267,800	
3	129,100		202,300		224,500		244,900		270,100	
4	130,100		204,500		226,500		247,100		272,300	
5	131,000		206,500		228,600		249,300		274,500	
6	132,000		208,500		230,700		251,500		276,600	
7	133,000		210,300		232,800		253,600		278,700	
8	134,100		212,000		234,900		255,700		280,800	
9	135,100		213,800		236,900		257,800		282,900	
10	136,200		215,500		238,900		259,900		285,000	
11	137,300		217,200		240,900		262,000		287,100	
12	138,400		219,000		242,900		264,200		289,300	
13	139,500		220,800		244,900		266,400		291,500	
14	140,500		222,800		246,900		268,500		293,700	
15	141,500		224,800	3	248,900		270,600		295,800	
16	142,600		226,700	4	250,800		272,700		297,900	
17	143,600		228,600	149	252,700		274,800	11	300,000	
18	144,700		230,600	86	254,600		277,000	1	302,200	
19	145,800		232,600	67	256,500		279,200	1	304,300	
20	146,800		234,600	40	258,500		281,500	2	306,300	
21	147,800	13	236,600	241	260,500		283,700	8	308,400	
22	148,900		238,500	62	262,500		285,800	5	310,500	
23	150,000	7	240,400	88	264,500		287,900	3	312,700	
24	151,100		242,300	34	266,500		290,000	5	314,900	
25	152,300	24	244,200	222	268,500		292,100	29	317,200	
26	153,900	12	246,100	64	270,600		294,300	9	319,400	
27	155,500	14	247,900	80	272,700		296,400	6	321,700	
28	157,100	2	249,800	42	274,700		298,400	5	324,000	
29	158,700	23	251,600	244	276,700		300,400	38	326,300	
30	160,800	23	253,500	45	278,600		302,500	9	328,600	
31	163,200	15	255,500	81	280,600		304,600	13	330,900	
32	165,500	1	257,400	52	282,600		306,700	8	333,200	
33	167,900	31	259,300	225	284,600		308,800	21	335,500	
34	170,500	15	261,200	44	286,600		311,000	6	337,700	
35	173,100	17	263,100	109	288,600		313,200	24	339,900	
36	175,700	6	265,000	48	290,600		315,500	15	342,000	
37	178,100	380	266,900	125	292,600		317,700	27	344,100	
38	179,800	26	268,800	39	294,600		320,000	8	346,100	
39	181,300	25	270,700	119	296,600		322,300	25	348,200	
40	182,900	6	272,600	41	298,600		324,600	8	350,200	
41	184,400	305	274,400	113	300,600	1	326,900	26	352,100	
42	186,100	35	276,300	38	302,700		329,300	9	354,100	
43	187,900	36	278,200	84	304,900		331,600	40	356,100	
44	189,700	25	280,100	35	307,100		333,900	15	358,000	
45	191,400	336	281,900	122	309,200		336,100	48	359,900	
46	193,100	36	283,700	41	311,300		338,300	9	361,700	1
47	194,800	35	285,600	118	313,500	1	340,500	23	363,400	
48	196,600	30	287,400	48	315,700		342,700	10	365,100	
49	198,500	378	289,200	94	317,800	1	344,800	40	366,700	
50	200,600	39	291,000	36	320,000	2	346,800	12	368,200	
51	202,700	45	292,900	78	322,100		348,800	29	369,600	1
52	204,900	34	294,800	40	324,200	1	350,800	12	371,100	

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人	円	人
-	935	-	204	-	52
318,500		456,500	1	543,800	15
321,200		459,500		546,100	15
324,000		462,600	2	548,400	
326,800		465,600	1	550,700	
329,500		468,700		552,900	11
332,200		471,800		555,000	
334,900		474,800		557,000	3
337,700		477,700		559,000	
340,400		480,500		561,000	4
343,100		482,900		563,000	
345,800		485,200	1	564,900	
348,600		487,400		566,700	
351,400	1	489,600	1	568,600	1
354,100		491,000	1	570,400	
356,900		492,400	3	572,200	1
359,700	2	493,800	6	574,000	1
362,500		495,200	5	575,700	1
365,300		496,500	15	577,300	
368,000		497,800	21	578,800	
370,700		499,100	18	580,200	
373,500		500,100	12	581,600	
376,200		501,100	19	582,900	
379,000		502,000	10	584,200	
381,800		502,800	15	585,400	
384,500		503,600	8	586,600	
387,300		504,400	10	587,900	
390,100	1	505,200	5	589,100	
392,900		506,100	8	590,400	
395,500		506,900	6	591,600	
398,200		507,700	8	592,800	
400,800	1	508,500	5	594,000	
403,400		509,300	3	595,300	
406,000		510,100	5	596,500	
408,500	1	510,900	1	597,700	
411,000	1	511,700	3	599,000	
413,500		512,600	3	600,200	
416,000	2	513,400	1	601,400	
418,400	1	514,200		602,600	
420,900	1	515,100	1	603,800	
423,400	3	516,000	1	605,100	
425,800	6	516,800	2	606,300	
428,000	11	517,600		607,500	
430,200	15	518,500		608,700	
432,300	16	519,400	2	610,000	
434,400	24	520,200		611,200	
436,400	27	521,000		612,400	
438,300	32	521,800		613,600	
440,100	36	522,700	1	614,800	
441,800	29	523,500		616,000	
443,500	34	524,300		617,200	
445,100	37	525,100		618,400	
446,600	25	526,000		619,600	

級 号給	1 級 (職員 I)		2 級 (職員 II)		3 級 (職員 III)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	206,900	304	296,700	77	326,300		352,800	32	372,400	1
54	208,900	46	298,600	51	328,400	2	354,700	14	373,700	1
55	210,700	58	300,500	88	330,400	4	356,600	35	375,000	1
56	212,500	55	302,300	36	332,400	1	358,400	13	376,300	1
57	214,300	297	304,200	79	334,300	8	360,100	40	377,600	4
58	216,100	79	306,200	36	336,300	5	361,500	9	378,800	2
59	218,000	66	308,100	70	338,200	9	363,000	40	380,000	2
60	220,000	55	310,000	32	340,100	7	364,400	9	381,100	1
61	221,800	29	311,800	66	342,000	24	365,800	44	382,100	5
62	223,900	5	313,500	36	343,800	19	367,100	12	383,100	3
63	226,000	9	315,200	68	345,500	23	368,300	29	384,100	8
64	228,000	5	316,800	36	347,200	23	369,500	15	385,000	1
65	229,900	24	318,500	77	348,800	42	370,600	38	385,900	12
66	231,900	9	319,800	37	350,300	30	371,600	18	386,700	3
67	234,000	7	321,000	56	351,700	52	372,600	40	387,400	14
68	236,100	3	322,300	25	353,100	36	373,500	11	388,100	4
69	238,200	5	323,400	67	354,400	69	374,300	44	388,800	16
70	240,200	3	324,600	22	355,700	51	375,100	18	389,400	5
71	242,100	6	325,700	39	357,000	57	375,900	36	390,000	13
72	244,100		326,800	15	358,200	46	376,600	17	390,700	10
73	246,100	4	327,800	28	359,300	68	377,300	32	391,400	13
74	248,000	3	328,900	12	360,300	57	378,000	14	392,000	9
75	249,900	4	330,100	20	361,200	50	378,600	27	392,600	12
76	251,800		331,200	7	362,100	60	379,100	17	393,100	5
77	253,700		332,200	8	363,000	64	379,600	39	393,700	8
78	255,600		333,100	2	363,800	53	380,100	11	394,200	4
79	257,600	5	334,000	6	364,500	68	380,600	37	394,700	15
80	259,600		334,800	3	365,100	43	381,000	12	395,200	5
81	261,500	5	335,500	1	365,700	59	381,400	27	395,700	13
82	263,500	2	336,200	3	366,400	47	381,900	12	396,100	7
83	265,500	2	336,900	6	367,000	46	382,300	26	396,600	13
84	267,400		337,500	2	367,600	40	382,700	19	397,000	7
85	269,300	3	338,100	5	368,100	48	383,000	17	397,400	6
86	271,300	1	338,700	2	368,500	30	383,400	23	397,900	5
87	273,300	3	339,300	2	368,900	53	383,800	20	398,300	10
88	275,300		339,900	1	369,300	52	384,200	10	398,700	14
89	277,200	2	340,400	1	369,700	32	384,600	16	399,100	7
90	279,100	2	340,900	2	370,100	37	385,100	8	399,500	9
91	281,000	4	341,400	1	370,500	38	385,500	22	400,000	10
92	282,900		341,900		370,800	40	385,900	13	400,400	12
93	284,800	3	342,500	2	371,200	49	386,200	22	400,800	7
94	285,600	1	343,000	1	371,600	38	386,600	10	401,300	13
95	286,300	2	343,400	2	372,000	39	387,000	19	401,700	10
96	286,900		343,900	1	372,400	28	387,400	25	402,100	15
97	287,400	7	344,400	1	372,700	56	387,800	22	402,500	8
98	287,900	1	344,900		373,100	36	388,200	13	402,900	3
99	288,400	1	345,400		373,400	60	388,700	17	403,400	11
100	288,900		345,900	1	373,800	37	389,100	22	403,800	10
101	289,300	2	346,300		374,100	71	389,500	27	404,200	10
102	289,700	1	346,600		374,500	37	389,900	18	404,700	13
103	290,100	1	346,900		374,800	80	390,300	26	405,100	12
104	290,500		347,200		375,200	53	390,700	13	405,500	7

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
448,000	25	526,900		620,900	
449,300	26	527,700		622,100	
450,500	25	528,500		623,300	
451,600	25	529,400		624,600	
452,600	27	530,300		625,800	
453,500	22	531,100			
454,400	27	531,900			
455,200	20	532,700			
455,900	30	533,600			
456,600	35				
457,300	28				
458,000	17				
458,600	24				
459,200	18				
459,900	28				
460,600	16				
461,300	29				
461,900	19				
462,600	19				
463,300	30				
463,900	13				
464,500	15				
465,200	10				
465,900	8				
466,500	13				
467,200	10				
467,900	9				
468,500	5				
469,100	8				
469,800	8				
470,500	11				
471,100	7				
471,700	6				
472,300	2				
473,000	4				
473,700	2				
474,300	2				
475,000	1				
475,700	1				
476,300					
476,900	1				
477,600					
478,300					
479,000	2				
479,600	1				
480,300					
481,000					
481,600					
482,200					
482,900					
483,600					
484,200					

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	290,900	1	347,500	1	375,500	77	391,100	28	405,900	15
106	291,300	1			375,900	34	391,600	12	406,400	12
107	291,700	1			376,300	87	392,100	28	406,800	7
108	292,000				376,600	51	392,500	17	407,200	12
109	292,300	1			376,900	72	392,800	26	407,600	9
110	292,600		377,300	43	393,200	25	408,100	15		
111	292,900		377,700	71	393,700	15	408,500	8		
112	293,200		378,000	67	394,100	17	408,900	15		
113	293,600	20			378,400	64	394,500	18	409,300	11
114					378,800	75	395,000	18	409,700	15
115					379,200	48	395,400	12	410,200	5
116					379,500	89	395,800	25	410,600	4
117					379,900	43	396,100	19	411,000	5
118					380,300	74	396,500	30	411,400	4
119					380,700	50	397,000	14	411,900	6
120					381,000	86	397,400	30	412,300	2
121					381,400	85	397,800	29	412,700	1
122					381,800	87	398,300	26	413,200	2
123					382,100	91	398,700	22	413,700	2
124					382,500	81	399,100	15	414,100	
125					382,800	93	399,400	14	414,500	
126					383,200	77	399,800	11	414,900	
127					383,600	65	400,300	6	415,400	1
128					383,900	58	400,700	2	415,800	
129					384,300	48	401,100	4	416,200	1
130					384,700	30	401,600	4	416,700	
131					385,000	25	402,100	1	417,100	
132					385,300	19	402,500	1	417,500	
133					385,600	41	402,800		417,900	
134							403,200		418,400	
135							403,700		418,900	
136							404,100		419,300	
137							404,500	1	419,700	1
138							405,000		420,100	
139							405,500		420,500	
140							405,900		420,900	
141							406,300	1	421,300	
142							406,800			
143							407,200			
144							407,600			
145							408,000			
146							408,500			
147							409,000	1		
148							409,400			
149							409,800			

(参考)

再任用	183,600		210,700	1	246,800	594	263,500	54	284,800	
-----	---------	--	---------	---	---------	-----	---------	----	---------	--

(注) 表中の太線は各級の最高号給を表す。(以下第2表の各表において同じ。)





(その3) 消防職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人
全	-	710	-	1,042	-	1,389	-	231	-	79
1	157,400		181,200		212,700		240,600		265,600	
2	158,100		183,000		214,700		242,800		267,800	
3	158,700		184,700		216,700		244,900		270,100	
4	159,300		186,400		218,700		247,100		272,300	
5	159,800		188,100		220,700		249,300		274,500	
6	160,800		189,900	6	222,600	1	251,500		276,600	
7	161,800		191,600		224,500		253,600		278,700	
8	162,800		193,400		226,500		255,700		280,800	
9	163,700		195,200		228,600		257,800		282,900	
10	164,300	7	197,100	6	230,700	2	259,900		285,000	
11	165,100		199,000	1	232,800		262,000		287,100	
12	165,800	18	201,000	4	234,900		264,200		289,300	
13	166,500		203,000		236,900	1	266,400		291,500	
14	167,400	13	205,000	17	238,900	2	268,500		293,700	
15	168,300	9	206,800	4	240,900		270,600		295,800	
16	169,200	12	208,700	5	242,900		272,700		297,900	
17	170,300	4	210,600	1	244,900		274,800		300,000	
18	172,300	20	212,500	16	246,900	3	277,000	1	302,200	
19	174,200	11	214,500	3	248,900	2	279,200	1	304,300	
20	176,200	19	216,300	2	250,800		281,500		306,300	
21	178,000		218,000	1	252,700		283,700		308,400	
22	179,800	24	219,900	33	254,600	4	285,800		310,500	
23	181,600	14	221,700	8	256,500	2	287,900	1	312,700	
24	183,400	19	223,600	10	258,500	3	290,000	1	314,900	
25	185,300	4	225,500	2	260,500		292,100		317,200	
26	187,200	95	227,400	50	262,500	5	294,300	1	319,400	
27	188,800	22	229,400	11	264,500	2	296,400		321,700	
28	190,400	23	231,400	26	266,500	3	298,400		324,000	
29	192,100	3	233,400	7	268,500		300,400	1	326,300	
30	193,800	94	235,300	52	270,600	4	302,500		328,600	
31	195,600	29	237,300	20	272,700		304,600		330,900	
32	197,300	18	239,300	15	274,700	2	306,700	2	333,200	
33	199,200	1	241,300	11	276,700		308,800		335,500	
34	201,300	72	243,300	40	278,600	6	311,000	1	337,700	
35	203,400	16	245,200	17	280,600	3	313,200	1	339,900	
36	205,500	10	247,100	19	282,600	5	315,500		342,000	
37	207,500	4	249,000	6	284,600	1	317,700		344,100	
38	209,500	33	250,900	39	286,600	8	320,000	1	346,100	
39	211,300	7	252,900	12	288,600	3	322,300	2	348,200	
40	213,000	8	254,900	14	290,600	2	324,600	1	350,200	
41	214,900	1	256,800	11	292,600	2	326,900	1	352,100	
42	216,700	17	258,800	57	294,600	5	329,300		354,100	
43	218,600	6	260,800	14	296,600	3	331,600	1	356,100	
44	220,500	9	262,800	23	298,600	4	333,900	1	358,000	
45	222,400	2	264,800	17	300,600	1	336,100	1	359,900	
46	224,200	25	266,900	21	302,700	7	338,300	2	361,700	
47	226,200	7	268,800	11	304,900	2	340,500		363,400	
48	228,200	8	270,900	25	307,100	4	342,700	3	365,100	
49	230,200	4	272,900	9	309,200	2	344,800	1	366,700	1
50	232,300	4	275,000	27	311,300	4	346,800	4	368,200	
51	234,400	2	277,000	12	313,500	4	348,800	1	369,600	
52	236,400		278,900	21	315,700	3	350,800	1	371,100	

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人
-	97	-	25
318,500		456,500	
321,200		459,500	
324,000		462,600	
326,800		465,600	
329,500		468,700	
332,200		471,800	
334,900		474,800	
337,700		477,700	
340,400		480,500	
343,100		482,900	
345,800		485,200	
348,600		487,400	
351,400		489,600	
354,100		491,000	
356,900		492,400	2
359,700		493,800	1
362,500		495,200	1
365,300		496,500	1
368,000		497,800	2
370,700		499,100	2
373,500		500,100	1
376,200		501,100	1
379,000		502,000	2
381,800		502,800	1
384,500		503,600	1
387,300		504,400	1
390,100		505,200	3
392,900		506,100	
395,500		506,900	1
398,200		507,700	
400,800		508,500	
403,400		509,300	2
406,000		510,100	1
408,500		510,900	
411,000		511,700	
413,500		512,600	
416,000	1	513,400	
418,400		514,200	
420,900		515,100	
423,400		516,000	1
425,800	1	516,800	
428,000	1	517,600	1
430,200	1	518,500	
432,300	2	519,400	
434,400		520,200	
436,400		521,000	
438,300	5	521,800	
440,100	7	522,700	
441,800	7	523,500	
443,500	5	524,300	
445,100	5	525,100	
446,600	2	526,000	

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	238,500	1	281,000	12	317,800	2	352,800	3	372,400	
54	240,500	2	283,000	16	320,000	5	354,700	3	373,700	
55	242,400	3	285,000	11	322,100	1	356,600		375,000	
56	244,300	2	287,000	24	324,200	5	358,400	2	376,300	
57	246,300		289,000	7	326,300	1	360,100	1	377,600	
58	248,300	1	291,000	25	328,400	10	361,500	7	378,800	
59	250,200		293,000	3	330,400	6	363,000	3	380,000	
60	252,000	2	294,900	13	332,400	8	364,400	2	381,100	
61	253,900		296,800	10	334,300	2	365,800	1	382,100	
62	255,700	1	298,800	13	336,300	7	367,100	4	383,100	1
63	257,600		300,800	14	338,200	5	368,300	3	384,100	
64	259,600		302,700	18	340,100	4	369,500	3	385,000	2
65	261,500		304,700	8	342,000	8	370,600	3	385,900	
66	263,500	1	306,800	10	343,800	5	371,600	5	386,700	
67	265,500	1	308,700	4	345,500	9	372,600	1	387,400	1
68	267,500		310,700	18	347,200	16	373,500	5	388,100	3
69	269,500		312,600	12	348,800	2	374,300	1	388,800	
70	271,500		314,500	9	350,300	10	375,100	5	389,400	2
71	273,500		316,400	7	351,700	5	375,900	1	390,000	
72	275,500		318,400	13	353,100	9	376,600	4	390,700	2
73	277,400		320,400	8	354,400	9	377,300		391,400	
74	279,300		322,300	10	355,700	11	378,000	1	392,000	
75	281,200		324,000	5	357,000	10	378,600		392,600	1
76	283,100		325,800	4	358,200	12	379,100	3	393,100	2
77	284,900		327,500	9	359,300	12	379,600	1	393,700	2
78	285,700		329,100	9	360,300	10	380,100	3	394,200	
79	286,400		330,700	7	361,200	5	380,600	2	394,700	
80	287,100		332,200	9	362,100	8	381,000	3	395,200	1
81	287,700		333,700	5	363,000	8	381,400	2	395,700	
82	288,400		335,200	10	363,800	2	381,900	3	396,100	2
83	289,200	1	336,700	4	364,500	10	382,300	2	396,600	
84	290,000		338,100	3	365,100	6	382,700	3	397,000	2
85	290,700		339,500		365,700	4	383,000	4	397,400	
86	291,500		340,800		366,400	5	383,400	2	397,900	
87	292,200		342,100		367,000	14	383,800		398,300	1
88	292,800		343,400		367,600	6	384,200		398,700	
89	293,400		344,600		368,100	13	384,600	1	399,100	2
90	294,000		345,500		368,500	8	385,100	2	399,500	
91	294,700		346,400		368,900	14	385,500	1	400,000	
92	295,400		347,200		369,300	5	385,900		400,400	
93	296,000		347,900		369,700	9	386,200	1	400,800	1
94	296,500		348,600		370,100	3	386,600	2	401,300	
95	296,900		349,200		370,500	33	387,000	4	401,700	1
96	297,200		349,700		370,800	8	387,400	3	402,100	2
97	297,500		350,200		371,200	17	387,800	3	402,500	1
98	297,800		351,000		371,600	9	388,200	3	402,900	
99	298,100		351,900		372,000	28	388,700	6	403,400	2
100	298,400		352,700		372,400	15	389,100	2	403,800	2
101	298,800		353,500		372,700	23	389,500	4	404,200	1
102	299,100		354,200		373,100	14	389,900	1	404,700	
103	299,400	1	354,900		373,400	15	390,300	4	405,100	3
104	299,700		355,600		373,800	8	390,700	1	405,500	

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
円	人	円	人
448,000	6	526,900	
449,300	2	527,700	
450,500		528,500	
451,600	7	529,400	
452,600	4	530,300	
453,500	3	531,100	
454,400	2	531,900	
455,200	1	532,700	
455,900	3	533,600	
456,600	2		
457,300	2		
458,000	4		
458,600	3		
459,200	2		
459,900	1		
460,600	3		
461,300	2		
461,900	2		
462,600	2		
463,300	2		
463,900			
464,500	2		
465,200	1		
465,900			
466,500	2		
467,200	1		
467,900			
468,500			
469,100			
469,800			
470,500			
471,100	1		
471,700			
472,300			
473,000			
473,700			
474,300			
475,000			
475,700			
476,300			
476,900			
477,600			
478,300			
479,000			
479,600			
480,300			
481,000			
481,600			
482,200			
482,900			
483,600			
484,200			

級 号給	1 級 (消防士)		2 級 (消防士長)		3 級 (消防司令補等)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	300,100		356,300		374,100	24	391,100	1	405,900	2
106	300,400		357,000		374,500	15	391,600	1	406,400	1
107	300,700		357,700		374,800	19	392,100	1	406,800	3
108	301,000		358,300		375,200	10	392,500	2	407,200	
109	301,400		358,900		375,500	18	392,800	5	407,600	5
110	301,700		359,600		375,900	6	393,200	1	408,100	4
111	302,000		360,300	1	376,300	23	393,700	3	408,500	8
112	302,300		360,900		376,600	9	394,100	2	408,900	4
113	302,700		361,500		376,900	15	394,500	4	409,300	3
114			362,000		377,300	3	395,000	1	409,700	3
115			362,500		377,700	19	395,400	4	410,200	1
116			363,100		378,000	2	395,800	1	410,600	1
117			363,800	5	378,400	22	396,100	2	411,000	2
118					378,800	8	396,500		411,400	
119					379,200	18	397,000	2	411,900	
120					379,500	7	397,400	1	412,300	2
121					379,900	17	397,800	6	412,700	1
122					380,300	21	398,300	6	413,200	
123					380,700	26	398,700	4	413,700	
124					381,000	29	399,100	4	414,100	1
125					381,400	25	399,400	8	414,500	
126					381,800	55	399,800	9	414,900	
127					382,100	49	400,300	2	415,400	
128					382,500	53	400,700	3	415,800	
129					382,800	41	401,100		416,200	
130					383,200	48	401,600	3	416,700	
131					383,600	36	402,100		417,100	
132					383,900	33	402,500		417,500	
133					384,300	34	402,800		417,900	
134					384,700	33	403,200	1	418,400	
135					385,000	25	403,700		418,900	
136					385,300	28	404,100		419,300	
137					385,600	39	404,500		419,700	
138							405,000		420,100	
139							405,500		420,500	
140							405,900		420,900	
141							406,300		421,300	
142							406,800			
143							407,200			
144							407,600			
145							408,000			
146							408,500			
147							409,000			
148							409,400			
149							409,800			
(参考)										
再任用	183,600		210,700	245	246,800		263,500		284,800	



(その4) 教育職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	3	-	11,162	-	1,949	-	513	-	393
1	156,500		172,000		246,400		294,200		402,100	
2	157,900		174,100		248,700		296,800		403,600	
3	159,400		176,200		251,100		299,700		405,100	
4	160,900		178,300		253,200		302,100		406,600	
5	162,500		180,300		255,700		304,500		408,000	
6	164,400		182,400		258,000		306,900		409,400	
7	166,200		184,600	2	260,200		309,200		410,900	
8	167,900		186,700		262,300		311,500		412,400	
9	169,700		188,800		264,400		313,800		413,800	1
10	171,800		191,500		266,600		316,400		415,200	
11	173,700		194,000	1	268,700		319,100		416,600	
12	175,700		196,600		270,700		321,900		417,900	
13	177,600		199,300		272,800		324,300		419,200	
14	179,800		200,900	1	274,800		326,300		420,600	
15	182,000		202,400	1	276,700		328,300		421,900	1
16	184,000		204,000		278,600		330,500		423,300	
17	186,200		205,700	362	280,300		332,700		424,500	
18	188,600		207,300	3	282,600		334,900		425,800	
19	191,000		208,900	32	284,900		337,200		427,000	
20	193,300		210,500	3	287,300		339,300		428,300	
21	195,700		212,000	358	289,400		341,400		429,400	1
22	197,200		213,900	4	291,900		343,500		430,600	2
23	198,800		215,700	39	294,100		345,700		431,800	
24	200,400		217,500	14	296,800		347,800		433,100	
25	201,800		219,000	337	299,100		349,700		434,400	1
26	203,400		220,900	9	301,500	1	351,600		435,600	
27	205,000		222,700	60	303,900	2	353,600		436,600	1
28	206,600		224,600	13	306,200	1	355,600		437,700	1
29	207,800		226,400	311	308,400		357,500		439,000	
30	209,500		228,900	9	310,600		359,300		440,100	1
31	211,100		231,500	68	312,700		360,900		441,200	1
32	212,700		234,000	13	314,800		362,800		442,300	3
33	214,100	1	236,500	332	316,900		364,400		443,500	2
34	215,800		239,100	14	318,900	1	366,100		444,400	6
35	217,400		241,600	73	321,100	4	367,800		445,300	
36	219,100		244,100	29	323,100	1	369,500		446,000	5
37	220,600		246,500	315	325,100	2	371,400		446,800	7
38	222,200		248,800	34	327,200		372,900		447,600	9
39	223,900		251,200	107	329,300	4	374,400		448,400	5
40	225,600		253,300	41	331,500	4	376,000		449,200	8
41	227,100		255,800	319	333,400	8	377,200		450,100	18
42	228,700		258,100	58	335,500	4	378,600		450,800	23
43	230,200		260,300	102	337,600	6	379,900	1	451,600	28
44	231,600		262,400	31	339,700	15	381,400		452,400	30
45	233,100		264,500	251	341,600	10	382,900		453,300	37
46	234,400		266,700	71	343,500	11	384,500	1	454,100	24
47	235,600		268,800	105	345,500	11	386,100		454,900	34
48	236,600		270,800	43	347,500	11	387,600	2	455,700	22
49	237,900		272,900	264	349,100	9	389,000		456,600	25
50	239,400		274,900	83	351,000	14	390,400	1	457,400	12
51	240,600		276,800	118	352,800	15	391,900	1	458,200	9
52	242,000		278,700	47	354,600	13	393,300	1	459,000	10



級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	243,100		280,500	126	356,500	12	394,500	2	459,900	11
54	244,300		282,800	65	358,200	13	395,800	1	460,700	10
55	245,700		285,100	192	359,800	17	396,900	2	461,400	4
56	246,700		287,500	59	361,400	11	398,000	2	462,200	4
57	248,000		289,600	146	362,800	15	399,300	2	463,100	37
58	249,100		292,100	85	364,300	19	400,500	6		
59	250,200		294,300	171	365,700	27	401,700	2		
60	251,300		297,000	57	367,100	14	403,000	1		
61	252,500		299,200	109	368,200	24	404,200	4		
62	253,800		301,600	87	369,500	16	405,200	1		
63	255,200		304,000	151	370,900	21	406,600	2		
64	256,300		306,300	67	372,200	30	407,900	1		
65	257,600	1	308,500	111	373,500	31	409,000	2		
66	259,100		310,700	85	374,700	32	410,100	6		
67	260,600		312,800	154	375,900	23	411,300	9		
68	262,200		314,900	71	377,200	28	412,400	5		
69	263,600		317,000	102	378,500	28	413,400	4		
70	265,000		319,000	89	379,600	28	414,400	5		
71	266,400		321,200	175	380,800	24	415,400	2		
72	267,700		323,200	102	382,000	28	416,400	4		
73	268,800		325,200	107	383,400	20	417,400	3		
74	270,200		327,300	88	384,400	27	418,100	5		
75	271,600		329,400	133	385,400	32	418,700	6		
76	272,700		331,600	83	386,400	25	419,400	7		
77	274,000		333,300	87	387,300	21	420,100	3		
78	275,200		335,100	79	388,300	33	420,800	9		
79	276,400		337,000	136	389,400	22	421,500	6		
80	277,500		338,700	72	390,400	23	422,200	7		
81	278,600		340,500	98	391,100	25	423,000	4		
82	279,800		342,300	92	392,000	24	423,700	4		
83	281,000		343,800	90	392,900	28	424,400	9		
84	282,100		345,600	65	393,800	28	425,100	4		
85	283,200	1	346,900	103	394,600	24	425,700	5		
86	284,300		348,500	85	395,400	30	426,200	4		
87	285,400		349,900	105	396,200	29	426,800	6		
88	286,600		351,400	76	397,000	16	427,500	6		
89	287,700		352,700	97	397,600	17	428,200	6		
90	288,800		354,000	74	398,300	22	428,700	5		
91	290,000		355,300	91	399,000	21	429,400	8		
92	291,200		356,700	94	399,700	21	429,900	7		
93	291,900		358,200	94	400,300	15	430,300	7		
94	292,800		359,400	100	401,000	23	430,900	9		
95	293,900		360,700	96	401,700	16	431,500	6		
96	295,100		361,900	64	402,500	13	432,100	6		
97	296,100		362,900	89	403,200	12	432,500	8		
98	297,200		363,900	77	404,000	17	433,100	11		
99	298,100		364,800	84	404,800	18	433,700	10		
100	299,200		365,800	65	405,600	15	434,300	6		
101	300,100		366,700	69	406,100	13	434,700	12		
102	301,200		367,700	53	406,800	21	435,300	9		
103	302,300		368,700	75	407,500	17	435,900	11		
104	303,200		369,600	53	408,200	13	436,500	5		

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	303,800		370,400	55	409,000	12	436,900	11		
106	304,700		371,300	48	409,700	17	437,500	14		
107	305,500		372,200	57	410,400	19	438,100	11		
108	306,300		373,200	70	411,100	18	438,600	10		
109	307,200		374,000	63	411,700	25	439,000	11		
110	307,600		374,900	57	412,200	8	439,600	17		
111	307,900		375,900	43	412,700	17	440,200	17		
112	308,400		376,900	47	413,300	16	440,800	10		
113	309,000		377,500	47	413,800	13	441,200	15		
114	309,400		378,400	35	414,300	19	441,800	11		
115	309,900		379,300	49	414,800	19	442,400	24		
116	310,400		380,100	40	415,300	19	443,000	17		
117	311,000		380,900	44	415,900	19	443,400	10		
118	311,500		381,600	27	416,300	18	444,000	6		
119	311,900		382,400	42	416,800	17	444,600	10		
120	312,400		383,200	32	417,300	16	445,200	8		
121	312,800		383,800	31	417,900	29	445,600	27		
122	313,200		384,600	26	418,400	28				
123	313,700		385,200	27	418,900	18				
124	314,200		385,900	23	419,400	24				
125	314,800		386,500	34	420,000	24				
126	315,100		387,200	21	420,500	25				
127	315,400		387,700	32	421,000	18				
128	315,700		388,300	21	421,400	18				
129	315,900		389,000	23	422,000	16				
130	316,200		389,600	16	422,500	17				
131	316,500		390,100	19	423,000	22				
132	316,800		390,500	18	423,500	18				
133	317,000		390,800	29	424,100	22				
134	317,200		391,400	19	424,600	17				
135	317,400		392,000	29	425,100	32				
136	317,700		392,600	18	425,600	11				
137	317,900		393,100	17	426,200	69				
138	318,100		393,700	27						
139	318,400		394,300	30						
140	318,700		394,900	18						
141	318,900		395,300	25						
142	319,100		395,800	11						
143	319,400		396,300	18						
144	319,600		396,900	20						
145	319,900		397,300	20						
146	320,100		397,900	18						
147	320,400		398,400	19						
148	320,700		399,000	18						
149	320,900		399,400	18						
150	321,100		399,900	25						
151	321,400		400,400	15						
152	321,700		400,800	19						
153	321,900		401,400	22						
154	322,200		401,900	22						
155	322,500		402,400	14						
156	322,700		402,900	35						

級 号給	1 級 (実習助手等)		2 級 (教諭等)		3 級 (主幹教諭)		4 級 (教頭)		5 級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
157	322,900		403,500	24						
158	323,100		404,000	17						
159	323,400		404,500	25						
160	323,600		405,000	16						
161	323,800		405,600	32						
162	324,100		406,000	25						
163	324,400		406,500	31						
164	324,600		407,000	31						
165	324,800		407,600	32						
166			408,100	32						
167			408,600	38						
168			409,100	28						
169			409,700	16						
170			410,200	18						
171			410,700	11						
172			411,100	14						
173			411,700	14						
174			412,200	15						
175			412,700	9						
176			413,200	13						
177			413,800	13						
178			414,300	12						
179			414,800	11						
180			415,300	14						
181			415,900	7						
182			416,300	12						
183			416,800	5						
184			417,300	3						
185			417,900	36						

(参考)

再任用	224,200		259,800	645	284,300		328,200	20	400,700	117
-----	---------	--	---------	-----	---------	--	---------	----	---------	-----

(その5) 医療職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	2	-	5	-	12	-	20	-	4
1	205,600		343,500		383,300		412,600		543,800	
2	207,800		347,100		385,900		414,900		546,100	
3	210,000		350,700		388,400		417,200		548,400	
4	212,300		354,200		390,900		419,500		550,700	
5	214,600		357,700		393,400		421,700		552,900	1
6	216,900		361,200		396,000		424,000		555,000	
7	219,200		364,700	1	398,600		426,300		557,000	2
8	221,500		368,200		401,100		428,600		559,000	
9	223,600		371,700		403,600		430,800		561,000	
10	226,200		374,900		406,100		433,100		563,000	
11	228,800		378,100		408,500		435,300		564,900	
12	231,400		381,200		410,900		437,500		566,700	
13	234,100		384,300		413,300		439,700		568,600	
14	236,900		386,700		415,700		442,000		570,400	
15	239,800		389,000	1	418,100		444,200		572,200	
16	242,700		391,200		420,400		446,400		574,000	
17	245,700		393,400		422,700	1	448,600		575,700	
18	248,500		395,600		425,000	1	450,900		577,300	
19	251,100		397,800		427,300		453,100		578,800	
20	253,700		399,900		429,500		455,300	1	580,200	
21	256,300		402,000		431,700		457,500		581,600	1
22	259,900		404,200		433,900	1	459,700	1	582,900	
23	263,400		406,300		436,100		461,900		584,200	
24	266,900		408,400		438,300		464,000		585,400	
25	270,300	1	410,500		440,500		466,100		586,600	
26	273,800		412,600		442,700		468,300	1	587,900	
27	277,200		414,700		444,800		470,400		589,100	
28	280,400		416,700	1	446,900		472,500		590,400	
29	283,600		418,700		449,000		474,600		591,600	
30	286,800		420,800		451,100		476,800		592,800	
31	290,000		422,900		453,100	3	478,900		594,000	
32	293,100		424,900		455,100		481,000	1	595,300	
33	296,300	1	426,900		457,100		483,100		596,500	
34	299,600		428,900		459,200	1	485,300	2	597,700	
35	302,900		430,900	1	461,200		487,400		599,000	
36	306,200		432,900		463,200		489,500		600,200	
37	309,400		434,900		465,200		491,500		601,400	
38	312,600		436,900		467,300	1	493,500		602,600	
39	315,800		438,900		469,300		495,500		603,800	
40	318,900		440,900		471,300		497,500		605,100	
41	321,900		442,800		473,300		499,500		606,300	
42	324,800		444,500		475,300		501,500		607,500	
43	327,700		446,000		477,300		503,400		608,700	
44	330,600		447,500		479,300		505,300		610,000	
45	333,500		449,000	1	481,200		507,200		611,200	
46	336,300		450,500		483,100		509,000		612,400	
47	339,100		452,000		485,000	1	510,800		613,600	
48	341,900		453,400		486,700		512,500		614,800	
49	344,700		454,800		488,300		514,200		616,000	
50	347,500		456,200		489,800		515,600		617,200	
51	350,200		457,600		491,300		517,000		618,400	
52	352,900		458,900		492,800	1	518,400	1	619,600	

級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	355,600		460,200		494,300		519,800	1	620,900	
54	358,300		460,800		495,200		520,900		622,100	
55	361,000		461,400		496,100		522,000		623,300	
56	363,700		462,000		497,000		523,000		624,600	
57	366,100		462,500		497,800		524,000		625,800	
58	367,900				498,600	1	524,900	1		
59	369,600				499,400		525,800	1		
60	371,200				500,200		526,600			
61	372,700				501,000		527,400			
62	374,000				501,800		528,100			
63	375,200				502,500		528,800			
64	376,400				503,200		529,400			
65	377,600				503,900		530,000			
66	378,800				504,600		530,700			
67	380,000				505,300		531,400			
68	381,100				506,000		532,000	1		
69	382,200				506,700		532,600			
70	382,800				507,400		533,300			
71	383,400				508,100		534,000			
72	383,900				508,800		534,600			
73	384,300				509,400	1	535,200			
74							535,800			
75							536,400			
76							537,000			
77							537,600	9		

**第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等**  
**(その1) 給料表別・年齢別平均給料月額・人員**

給料表 年齢	行政職員		消防職員		教育職員	
	円	人	円	人	円	人
<b>全</b>	<b>315,858</b>	<b>15,309</b>	<b>307,561</b>	<b>3,573</b>	<b>341,791</b>	<b>14,020</b>
18歳	147,800	13	164,300	7	-	-
19	151,781	31	166,486	28	-	-
20	156,424	45	169,924	33	191,984	1
21	164,068	60	175,544	61	201,237	2
22	177,210	373	185,439	112	214,085	359
23	183,639	357	191,407	139	220,621	387
24	190,122	376	198,303	133	227,876	415
25	196,258	432	205,974	96	235,713	390
26	203,023	399	213,011	82	245,324	422
27	210,986	390	221,975	96	255,972	402
28	217,102	387	230,779	105	264,652	474
29	228,688	397	237,054	105	273,368	440
30	237,044	417	244,213	105	281,807	467
31	246,939	439	257,282	108	290,890	474
32	256,204	467	264,119	99	300,625	427
33	263,272	421	269,897	94	309,151	439
34	273,582	418	282,160	96	319,035	411
35	284,656	397	289,092	79	329,224	444
36	294,082	429	299,889	98	337,937	477
37	303,565	409	316,678	85	345,454	430
38	313,541	409	319,451	97	354,277	379
39	321,242	402	332,052	90	360,755	405
40	332,343	403	346,519	72	368,299	441
41	349,854	408	354,400	53	373,622	408
42	356,985	376	363,243	82	378,973	410
43	364,336	357	370,520	46	383,168	357
44	364,740	394	377,056	54	387,728	347
45	373,911	389	376,127	93	391,886	339
46	378,210	422	376,889	97	396,747	327
47	378,837	465	377,971	83	401,039	325
48	385,918	469	383,086	66	402,501	252
49	386,034	506	382,896	69	407,578	211
50	391,806	484	381,556	55	413,830	204
51	394,318	397	383,039	62	414,325	259
52	394,436	414	384,879	57	419,258	256
53	393,978	345	386,635	74	424,390	283
54	403,854	358	393,051	103	428,245	316
55	406,803	376	392,315	136	431,715	292
56	406,115	315	397,780	111	431,756	314
57	409,397	334	394,031	138	434,226	306
58	420,234	311	402,607	92	438,090	378
59	422,807	300	403,501	82	437,056	346
60歳以上	320,817	18	-	-	427,024	4

(注) 給料月額には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。(その2)も同じ。

医療職員	
円	人
<b>481,693</b>	<b>43</b>
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
270,300	1
-	-
-	-
296,300	1
364,700	1
-	-
-	-
389,000	1
423,800	2
-	-
-	-
437,900	2
-	-
451,733	3
446,550	2
-	-
-	-
475,400	2
494,800	3
-	-
473,633	3
532,000	1
504,000	2
459,700	1
505,100	2
-	-
519,800	1
537,600	1
537,600	1
537,600	2
534,964	11

(その2) 行政職員給料表の級別・年齢別平均給料月額・人員

級 年 齢	1 級 (職員Ⅰ)		2 級 (職員Ⅱ)		3 級 (職員Ⅲ)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
全	198,120	3,122	273,021	4,335	371,712	3,914	366,408	2,182	399,100	565
18歳	147,800	13	-	-	-	-	-	-	-	-
19	151,781	31	-	-	-	-	-	-	-	-
20	156,424	45	-	-	-	-	-	-	-	-
21	164,068	60	-	-	-	-	-	-	-	-
22	177,210	373	-	-	-	-	-	-	-	-
23	183,639	357	-	-	-	-	-	-	-	-
24	190,122	376	-	-	-	-	-	-	-	-
25	196,258	432	-	-	-	-	-	-	-	-
26	203,023	399	-	-	-	-	-	-	-	-
27	210,986	390	-	-	-	-	-	-	-	-
28	211,812	273	229,771	114	-	-	-	-	-	-
29	214,508	124	234,389	268	-	-	274,800	5	-	-
30	216,106	70	240,121	337	-	-	279,900	10	-	-
31	217,807	30	245,789	378	-	-	289,158	31	-	-
32	225,132	25	253,134	395	-	-	298,528	47	-	-
33	221,606	17	259,514	355	-	-	304,953	49	-	-
34	227,831	16	267,558	335	-	-	314,624	67	-	-
35	242,000	8	275,099	307	320,000	1	324,219	80	-	-
36	255,600	7	282,370	321	332,400	1	333,729	99	-	-
37	255,220	5	290,296	297	323,100	2	342,382	103	376,350	2
38	252,175	8	299,359	282	324,200	1	350,383	112	376,620	5
39	262,450	6	305,373	280	335,850	2	360,810	102	381,436	11
40	274,833	6	311,583	225	350,898	54	361,989	96	383,624	21
41	249,233	3	308,830	115	353,429	135	369,718	114	390,152	25
42	282,980	5	309,503	64	356,284	184	369,500	70	390,630	33
43	273,450	2	306,952	52	359,180	153	375,333	81	391,591	43
44	287,440	5	315,549	47	360,426	194	375,385	92	394,677	35
45	-	-	313,559	40	363,797	199	378,574	70	394,571	31
46	253,950	2	311,596	24	365,381	211	381,742	100	396,629	31
47	287,583	6	313,832	22	369,004	256	383,440	103	400,555	29
48	273,750	4	324,379	14	371,232	250	385,387	101	400,510	31
49	292,050	4	319,417	12	373,086	284	388,498	114	401,603	37
50	290,967	3	307,600	5	374,932	282	389,795	82	402,664	36
51	293,600	1	317,925	4	375,989	227	390,534	74	404,230	23
52	290,500	2	331,260	5	377,316	246	391,817	64	406,300	32
53	260,800	2	325,650	12	378,948	205	394,185	59	406,307	15
54	293,100	2	315,200	1	380,756	195	396,152	58	406,914	21
55	293,600	1	329,400	2	381,129	203	394,849	51	408,114	28
56	-	-	316,700	5	380,609	165	396,105	43	407,132	25
57	-	-	285,667	3	381,039	175	395,911	45	408,575	16
58	-	-	310,760	5	380,578	143	395,800	31	408,435	17
59	293,600	1	336,900	1	381,279	146	397,007	29	409,153	17
60歳以上	293,600	8	314,975	8	-	-	-	-	412,300	1





#### 第4表 扶養手当の支給状況

受給職員数	非受給職員数	計	1人当たり 平均手当額
人 (%)	人 (%)	人 (%)	円
11,654 (35.4)	21,291 (64.6)	32,945 (100.0)	7,023

(注) ( )内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

扶養親族数の合計	扶 養 親 族 の 内 訳										
	配偶者			子		父母等					
	局区長級	部長級	課長級以下	配偶者が いない場合 の1人目	左記以外	配偶者がいない場合の1人目			左記以外		
	局区長級	部長級	課長級以下	配偶者が いない場合 の1人目	左記以外	局区長級	部長級	課長級以下	局区長級	部長級	課長級以下
	3,500	6,500	8,500	11,500	9,500	3,000	5,500	8,000	2,000	4,500	6,500
人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
22,672 (100.0)	21 (0.1)	106 (0.5)	4,837 (21.3)	388 (1.7)	16,905 (74.6)	0 (0.0)	2 (0.0)	175 (0.8)	3 (0.0)	4 (0.0)	231 (1.0)

- (注) 1 本表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。  
 2 ( )内の数字は、扶養親族数の合計を100とした場合の割合である。  
 3 平成30年度から手当額が変更され、3年間の経過措置を実施している。

#### 第5表 住居手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
	人 (%)
受 給 職 員	6,772 (20.6)
非 受 給 職 員	26,173 (79.4)
計	32,945 (100.0)
1人当たり平均手当額	
4,029 円	

(注) ( )内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

**第6表 管理職手当の支給状況**

区 分	該 当 職 員 数		平 均 支 給 額
	人	(%)	円
局 区 長 級	56	(2.6)	137,009
部 長 級	249	(11.5)	91,588
課 長 級	947	(43.9)	52,089
校 長	391	(18.1)	56,566
校 長 代 理	2	(0.1)	51,000
教 頭	513	(23.8)	40,023
受 給 職 員 計	2,158	(100.0)	56,792

(注) ( ) 内の数字は、受給職員計を100とした場合の割合である。



## 第2部 民間給与の実態



# 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、本市職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査の内容等

### (1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 本年4月分の初任給の状況

### (2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)ア及びイに関する調査：6月29日(月)から7月31日(金)まで
- ・ (1)ウ及びエに関する調査：8月17日(月)から9月30日(水)まで

### (3) 今回報告する内容

今回の報告の基礎となったのは、(1)イ、ウ及びエに関する調査である。

## 3 調査機関

本委員会、人事院及び都道府県、指定都市、特別区等の各人事委員会

## 4 調査の範囲等

### (1) 対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所のうち、日本標準産業分類による次の産業に分類された1,426事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

### (2) 対象職種

54職種（うち、初任給関係職種12職種）

事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員等）、教育関係職種等

### (3) 従業員数（母集団の推定数）

117,294人

## 5 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

前記4(1)の事業所を産業、企業規模、本店・支店の別により16層に分類し、これらの層から300事業所を無作為に抽出した。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を実施した。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

### (3) 調査実人員

11,860人（うち、初任給関係職種653人）

## 6 集計方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

**第7表 産業別・企業規模別抽出事業所数**

産 業	企業規模		50人～	100人～	200人～	300人～	500人～	1,000人～	3,000人
	計	計	99人	199人	299人	499人	999人	2,999人	以上
<b>産 業 計</b>	<b>299</b>	<b>299</b>	<b>35</b>	<b>47</b>	<b>27</b>	<b>26</b>	<b>46</b>	<b>33</b>	<b>85</b>
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	27	27	8	1	3	2	4	5	4
製 造 業	86	86	8	21	7	7	11	6	26
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	66	66	9	11	10	4	12	8	12
卸 売 業 、 小 売 業	26	26	3	3	3	3	5	3	6
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	18	18	0	1	0	0	1	3	13
教育、学習支援業、医療、福祉、 サ ー ビ ス 業	76	76	7	10	4	10	13	8	24

(注) 1 上記のうち、調査不能の事業所が108あった。  
2 上記のほか、調査対象外であることが判明した事業所が1あった。



## 第8表

## 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等

## (その1) 公民給与比較の職種

1 全規模  
調査実人員計

10,923 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	20	53.12	885,633	171	885,462	
	14	52.09	911,928	64	911,864	
	-	-	-	-	-	
工 場 長						構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	2	53.00	924,166	0	924,166	
	2	53.00	924,166	0	924,166	
	-	-	-	-	-	
事 務 部 長						2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	369	53.00	701,271	1,473	699,799	
	297	52.78	709,168	1,081	708,086	
	28	54.41	668,867	6,596	662,270	
技 術 部 長						同 上
	337	52.77	713,883	1,982	711,901	
	43	53.24	683,996	74	683,922	
	X	X	X	X	X	
事 務 部 次 長						前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	135	53.06	615,463	5,221	610,242	
	98	52.86	627,824	5,239	622,584	
	21	52.96	591,518	9,045	582,473	
技 術 部 次 長						同 上
	85	51.64	608,881	1,297	607,584	
	16	54.49	568,366	0	568,366	
	-	-	-	-	-	
支 店 長						同 上
	67	51.26	624,546	1,698	622,848	
	11	54.18	564,933	0	564,933	
	7	51.02	548,211	0	548,211	
工 場 長						同 上
	7	51.02	548,211	0	548,211	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均 給 与 月 額				備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
					円	円		円
事 務	<b>事 務 課 長</b>	<b>950</b>	<b>49.19</b>	<b>580,739</b>	<b>8,434</b>	<b>572,306</b>	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	大 学 卒	709	48.85	588,691	7,056	581,636		
	短 大 卒	69	49.05	550,283	5,739	544,543		
	高 校 卒	171	50.72	562,047	15,488	546,559		
技 術	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	<b>技 術 課 長</b>	<b>903</b>	<b>51.05</b>	<b>604,845</b>	<b>4,165</b>	<b>600,680</b>		同 上
	大 学 卒	697	50.70	616,126	3,791	612,335		
	短 大 卒	92	52.02	566,808	3,543	563,265		
技 術	高 校 卒	114	52.08	577,577	6,859	570,718		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	<b>事 務 課 長 代 理</b>	<b>323</b>	<b>46.75</b>	<b>527,891</b>	<b>55,140</b>	<b>472,751</b>		前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	209	45.01	545,893	60,633	485,260		
短 大 卒	39	48.35	459,122	43,166	415,956			
高 校 卒	73	50.81	522,062	48,874	473,188			
関 係	中 学 卒	2	44.76	402,094	0	402,094		
	<b>技 術 課 長 代 理</b>	<b>158</b>	<b>46.87</b>	<b>510,924</b>	<b>81,888</b>	<b>429,035</b>	同 上	
	大 学 卒	93	44.20	517,130	67,851	449,279		
	短 大 卒	20	44.92	472,400	83,332	389,068		
職 種	高 校 卒	45	51.58	514,232	102,748	411,484		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	<b>事 務 係 長</b>	<b>602</b>	<b>45.31</b>	<b>488,633</b>	<b>68,558</b>	<b>420,075</b>	係の長及び係長級専門職	
	大 学 卒	351	43.32	489,389	70,622	418,767		
種	短 大 卒	83	46.40	494,257	82,468	411,789		
	高 校 卒	167	49.76	484,240	55,071	429,169		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	<b>技 術 係 長</b>	<b>565</b>	<b>43.69</b>	<b>508,085</b>	<b>85,527</b>	<b>422,558</b>	同 上	
種	大 学 卒	417	42.38	500,440	85,051	415,390		
	短 大 卒	68	45.95	507,220	79,611	427,609		
	高 校 卒	77	49.84	560,734	96,755	463,979		
	中 学 卒	3	47.72	488,863	25,592	463,272		

職 種 名	調 査 実 人 員	平均年齢	平均給与月額			備 考		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)			
							人	歳
事務主任	<b>937</b>	<b>41.60</b>	<b>398,692</b>	<b>54,595</b>	<b>344,097</b>	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）		
	591	39.02	399,205	57,869	341,336			
	159	45.21	391,440	45,421	346,019			
	186	48.03	403,500	50,212	353,289			
	X	X	X	X	X			
	技術主任	<b>742</b>	<b>43.84</b>	<b>473,406</b>	<b>82,004</b>		<b>391,402</b>	同上
		482	42.40	476,414	84,077		392,337	
		91	44.09	450,071	75,998		374,073	
		166	47.57	479,386	79,607		399,779	
		3	50.95	478,625	101,922		376,704	
事務係員		<b>2,539</b>	<b>37.54</b>	<b>333,331</b>	<b>40,379</b>	<b>292,952</b>		
		1,677	33.97	334,713	44,092	290,621		
		394	42.85	330,424	33,569	296,855		
		461	45.53	330,940	32,660	298,280		
		7	40.64	330,243	57,910	272,333		
	技術係員	<b>2,256</b>	<b>34.53</b>	<b>358,681</b>	<b>60,136</b>	<b>298,545</b>		
		1,615	33.20	359,694	60,267	299,427		
		308	37.93	361,734	59,710	302,024		
		327	38.96	348,479	60,225	288,254		
		6	40.98	338,300	25,118	313,182		

- (注) 1 きまって支給する給与は、令和2年4月に支払われた給与総額（通勤手当を除く。）をいう。  
2 きまって支給する給与及びうち時間外手当は、小数点以下の端数があるため、その差と(A)-(B)は一致しない場合がある。  
3 「中間職（部長一課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。  
4 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。  
5 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。  
6 「X」は、調査実人員が1人の場合である。  
7 上記1から6までは、第8表において全て同じ。

2 規模500人以上(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上)

調査実人員計 8,242 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均 給 与 月 額			備 考
			きまっ て 支給 する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
<b>支 店 長</b>	<b>20</b>	<b>53.12</b>	<b>885,633</b>	<b>171</b>	<b>885,462</b>	構成員50人以上の支店（社）の 長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	14	52.09	911,928	64	911,864	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	6	57.17	782,522	592	781,930	
<b>工 場 長</b>	<b>2</b>	<b>53.00</b>	<b>924,166</b>	<b>0</b>	<b>924,166</b>	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	2	53.00	924,166	0	924,166	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 部 長</b>	<b>264</b>	<b>52.78</b>	<b>756,718</b>	<b>318</b>	<b>756,400</b>	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	231	52.59	751,054	375	750,678	
短 大 卒	7	55.31	835,879	0	835,879	
高 校 卒	26	53.33	772,192	15	772,177	
<b>技 術 部 長</b>	<b>265</b>	<b>53.44</b>	<b>767,401</b>	<b>2,441</b>	<b>764,959</b>	同 上
大 学 卒	223	53.74	767,708	1,842	765,866	
短 大 卒	13	53.03	760,883	7,840	753,043	
高 校 卒	29	51.04	767,855	5,052	762,803	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 部 次 長</b>	<b>98</b>	<b>53.76</b>	<b>647,776</b>	<b>4,683</b>	<b>643,092</b>	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	76	53.57	655,202	3,670	651,532	
短 大 卒	12	54.77	636,730	14,665	622,064	
高 校 卒	10	53.92	603,016	0	603,016	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>技 術 部 次 長</b>	<b>47</b>	<b>53.16</b>	<b>642,880</b>	<b>325</b>	<b>642,555</b>	同 上
大 学 卒	38	53.13	662,554	412	662,142	
短 大 卒	6	53.89	614,955	0	614,955	
高 校 卒	3	52.33	503,333	0	503,333	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 課 長</b>	<b>727</b>	<b>49.53</b>	<b>614,291</b>	<b>8,848</b>	<b>605,444</b>	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
大 学 卒	555	49.32	619,907	7,054	612,854	
短 大 卒	44	48.65	586,233	2,102	584,131	
高 校 卒	128	50.80	600,629	19,582	581,046	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>技 術 課 長</b>	<b>770</b>	<b>51.24</b>	<b>620,900</b>	<b>4,223</b>	<b>616,678</b>	同 上
大 学 卒	624	50.95	629,599	3,538	626,060	
短 大 卒	62	52.41	587,915	4,756	583,158	
高 校 卒	84	52.05	595,795	7,978	587,818	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	<b>309</b>	<b>46.97</b>	<b>533,260</b>	<b>56,682</b>	<b>476,578</b>	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一係長間）  同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主 任 係長等のいない事業所における 主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所におい て、職能資格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員間）  同 上
	大学卒	199	45.23	554,054	62,350	491,704	
	短大卒	37	48.51	458,595	44,882	413,713	
	高校卒	72	50.80	522,810	49,504	473,306	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	<b>技術課長代理</b>	<b>137</b>	<b>46.85</b>	<b>518,078</b>	<b>89,189</b>	<b>428,890</b>	
	大学卒	80	44.23	527,126	74,793	452,333	
	短大卒	15	42.95	475,131	102,347	372,783	
	高校卒	42	51.55	516,706	105,885	410,822	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	<b>事務係長</b>	<b>452</b>	<b>45.21</b>	<b>515,651</b>	<b>80,394</b>	<b>435,257</b>	
	大学卒	267	43.22	513,895	82,141	431,753	
	短大卒	57	46.13	518,624	94,883	423,741	
	高校卒	128	50.19	518,723	66,649	452,074	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	<b>技術係長</b>	<b>439</b>	<b>43.24</b>	<b>515,756</b>	<b>92,652</b>	<b>423,105</b>	
	大学卒	345	42.13	504,207	89,383	414,824	
	短大卒	36	44.34	534,211	103,653	430,558	
	高校卒	56	50.49	584,687	106,650	478,037	
	中学卒	2	52.50	548,064	70,597	477,467	
	<b>事務主任</b>	<b>740</b>	<b>41.22</b>	<b>411,008</b>	<b>61,803</b>	<b>349,205</b>	
	大学卒	475	38.70	412,180	65,139	347,042	
	短大卒	112	44.36	402,552	54,137	348,415	
	高校卒	152	48.55	413,437	54,092	359,345	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	<b>技術主任</b>	<b>623</b>	<b>43.80</b>	<b>484,757</b>	<b>87,815</b>	<b>396,942</b>	
	大学卒	417	42.30	485,433	89,215	396,218	
短大卒	62	43.78	465,158	83,408	381,750		
高校卒	141	47.95	494,090	86,087	408,002		
中学卒	3	50.95	478,625	101,922	376,704		
<b>事務係員</b>	<b>1,876</b>	<b>37.34</b>	<b>338,789</b>	<b>46,398</b>	<b>292,391</b>		
大学卒	1,233	33.54	340,602	50,815	289,787		
短大卒	281	42.37	336,032	39,943	296,089		
高校卒	355	45.80	335,172	36,598	298,574		
中学卒	7	40.64	330,243	57,910	272,333		
<b>技術係員</b>	<b>1,473</b>	<b>34.65</b>	<b>363,835</b>	<b>61,511</b>	<b>302,324</b>		
大学卒	1,078	33.44	368,201	63,142	305,058		
短大卒	175	36.56	352,473	55,235	297,237		
高校卒	217	39.74	350,077	58,666	291,411		
中学卒	3	40.18	351,043	38,330	312,714		

3 500人未満(企業規模50人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

調査実人員計

2,681 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
<b>支 店 長</b>	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の 長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
<b>工 場 長</b>	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 部 長</b>	<b>105</b>	<b>53.39</b>	<b>605,752</b>	<b>3,461</b>	<b>602,291</b>	2 課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	66	53.22	611,184	2,734	608,451	
短 大 卒	21	54.13	615,716	8,696	607,020	
高 校 卒	17	53.12	576,717	146	576,571	
中 学 卒	X	X	X	X	X	
<b>技 術 部 長</b>	<b>72</b>	<b>51.12</b>	<b>581,769</b>	<b>848</b>	<b>580,921</b>	同 上
大 学 卒	34	50.88	585,166	363	584,803	
短 大 卒	19	50.86	588,724	123	588,600	
高 校 卒	19	51.84	568,555	2,466	566,089	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 部 次 長</b>	<b>37</b>	<b>51.18</b>	<b>528,085</b>	<b>6,674</b>	<b>521,410</b>	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	22	50.41	533,906	10,624	523,283	
短 大 卒	9	50.28	524,652	732	523,920	
高 校 卒	6	55.43	510,599	0	510,599	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>技 術 部 次 長</b>	<b>38</b>	<b>49.79</b>	<b>567,225</b>	<b>2,488</b>	<b>564,737</b>	同 上
大 学 卒	29	48.78	574,388	3,394	570,993	
短 大 卒	5	54.45	517,399	0	517,399	
高 校 卒	4	49.72	592,600	0	592,600	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 課 長</b>	<b>223</b>	<b>48.24</b>	<b>484,500</b>	<b>7,246</b>	<b>477,254</b>	2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
大 学 卒	154	47.34	490,057	7,062	482,995	
短 大 卒	25	49.78	485,573	12,286	473,287	
高 校 卒	43	50.52	465,275	5,219	460,057	
中 学 卒	X	X	X	X	X	
<b>技 術 課 長</b>	<b>133</b>	<b>49.82</b>	<b>502,099</b>	<b>3,798</b>	<b>498,301</b>	同 上
大 学 卒	73	48.62	502,012	5,931	496,081	
短 大 卒	30	50.88	506,197	59	506,138	
高 校 卒	30	52.24	496,920	1,907	495,013	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
<b>事務課長代理</b>	<b>14</b>	<b>42.63</b>	<b>429,394</b>	<b>26,860</b>	<b>402,534</b>	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
大学卒	10	41.63	421,833	34,534	387,300	
短大卒	2	45.00	470,538	6,038	464,500	
高校卒	X	X	X	X	X	
中学卒	X	X	X	X	X	
<b>技術課長代理</b>	<b>21</b>	<b>47.01</b>	<b>447,451</b>	<b>17,121</b>	<b>430,330</b>	同 上
大学卒	13	43.93	439,314	13,809	425,505	
短大卒	5	51.31	463,509	21,410	442,099	
高校卒	3	52.21	451,659	23,422	428,236	
中学卒	-	-	-	-	-	
<b>事務係長</b>	<b>150</b>	<b>45.56</b>	<b>414,972</b>	<b>36,286</b>	<b>378,686</b>	係の長及び係長級専門職
大学卒	84	43.63	414,300	35,325	378,975	
短大卒	26	47.00	439,361	54,500	384,861	
高校卒	39	48.73	402,316	27,564	374,751	
中学卒	X	X	X	X	X	
<b>技術係長</b>	<b>126</b>	<b>46.08</b>	<b>468,122</b>	<b>48,414</b>	<b>419,709</b>	同 上
大学卒	72	44.20	473,340	53,884	419,456	
短大卒	32	49.33	450,851	29,402	421,449	
高校卒	21	47.58	478,484	62,779	415,706	
中学卒	X	X	X	X	X	
<b>事務主任</b>	<b>197</b>	<b>43.00</b>	<b>353,041</b>	<b>27,877</b>	<b>325,164</b>	係長等のいる事業所における主 任 係長等のいない事業所における 主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所におい て、職能資格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
大学卒	116	40.37	345,368	27,704	317,663	
短大卒	47	47.47	361,909	22,258	339,651	
高校卒	34	46.19	368,234	36,439	331,795	
中学卒	-	-	-	-	-	
<b>技術主任</b>	<b>119</b>	<b>44.09</b>	<b>389,051</b>	<b>38,819</b>	<b>350,231</b>	同 上
大学卒	65	43.31	398,856	39,893	358,963	
短大卒	29	45.39	385,887	44,473	341,414	
高校卒	25	44.72	367,727	30,399	337,328	
中学卒	-	-	-	-	-	
<b>事務係員</b>	<b>663</b>	<b>38.15</b>	<b>316,913</b>	<b>22,276</b>	<b>294,637</b>	
大学卒	444	35.22	317,772	24,752	293,021	
短大卒	113	44.10	315,703	16,837	298,867	
高校卒	106	44.50	314,480	17,342	297,138	
中学卒	-	-	-	-	-	
<b>技術係員</b>	<b>783</b>	<b>34.28</b>	<b>348,083</b>	<b>57,310</b>	<b>290,773</b>	
大学卒	537	32.69	342,299	54,389	287,911	
短大卒	133	40.15	376,856	67,017	309,840	
高校卒	110	36.67	343,762	64,827	278,934	
中学卒	3	42.49	314,237	172	314,065	

(その2) その他の職種

全 規 模

調査実人員計

284 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均 給 与 月 額			備 考	
			きまっ て支 給す る 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
研究 関係 職種	研 究 所 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 〔下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有す る者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を 除く。〕
	研 究 部 ( 課 ) 長	12	48.86	721,694	17,732	703,962	
	研 究 室 ( 係 ) 長	7	42.57	641,924	5,459	636,464	
	主 任 研 究 員	33	46.08	615,237	43,274	571,963	
	研 究 員	54	35.52	415,107	54,035	361,072	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
技 能・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	守 衛	49	47.86	248,170	65,153	183,017	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	10	59.30	791,610	0	791,610	
	大 学 教 授	29	55.00	677,437	0	677,437	
	大 学 准 教 授	27	49.78	548,241	0	548,241	
	大 学 講 師	17	41.47	444,765	0	444,765	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 校 長	2	62.00	906,150	0	906,150	
高 等 学 校 教 頭	4	55.50	647,425	1,875	645,550		
高 等 学 校 教 諭	39	44.99	508,803	108	508,695		



第9表 職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	
新卒事務員 } 新卒技術者 }	計	大 学 卒	211,730 円
		短 大 卒	192,672 円
		高 校 卒	174,589 円
	新卒事務員	大 学 卒	210,482 円
		短 大 卒	193,147 円
		高 校 卒	175,377 円
	新卒技術者	大 学 卒	213,602 円
		短 大 卒	192,102 円
		高 校 卒	173,600 円

< 参 考 >

本市職員の初任給 (一般行政職)	大 学 卒	206,596 円
	短 大 卒	184,092 円
	高 校 卒	171,448 円

(注) 本市職員の初任給は、地域手当を含めたものである。

第10表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,465円
配偶者と子1人	14,990円（4,525円）
配偶者と子2人	21,483円（6,493円）

(注) 1 支給月額は、扶養家族の構成ごとに、その手当を支給している事業所の平均額である。  
 2 ( )内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

< 参 考 >

本市職員の扶養手当

扶養家族の構成		支給月額
配偶者	局区長級	3,500円
	部長級	6,500円
	課長級以下	8,500円
配偶者と子1人	局区長級	13,000円（9,500円）
	部長級	16,000円（9,500円）
	課長級以下	18,000円（9,500円）
配偶者と子2人	局区長級	22,500円（9,500円）
	部長級	25,500円（9,500円）
	課長級以下	27,500円（9,500円）

**第11表 民間における給与改定の状況**

(単位：%)

役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
係員	28.4	16.2	1.7	53.6
課長級	22.7	13.0	0.8	63.5

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。

**第12表 民間における定期昇給の実施状況**

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		88.0	85.8	18.4	14.4	53.0	2.2	12.0
課長級		75.8	72.6	16.5	13.3	42.8	3.2	24.2

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第13表 対応級表

職 種 名		対 応 級	
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 500 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	行 政 職 8 級	行 政 職 7 級
	事 務 ・ 技 術 部 長	” 7 級	” 6 級
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	” 6 級	
	事 務 ・ 技 術 課 長		” 5 級
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	” 5 級	” 4 級
	事 務 ・ 技 術 係 長	” 4 級	” 3、2 級
	事 務 ・ 技 術 主 任	” 3、2 級	” 1 級
	事 務 ・ 技 術 係 員	” 1 級	

(参 考)

### ラスパイレス方式による比較とは？

本市職員の給与と、民間企業の従業員の給与を比較する方法については、職員側の人員構成を基準として比較する、「ラスパイレス方式」と呼ばれる統計学上の手法を採用しています。

通常公表されている民間賃金の調査の結果は、単純な平均値であり、給与決定要素である職種、役職段階、年齢などが考慮されていません。例えば、若手社員の割合の高い会社の平均給与と、高齢社員の割合が高い会社の平均給与を比較して、どちらの会社が給与水準が高いと単純に言うことができないように、単純な平均値により給与水準の比較を行うことは適当ではありません。

「ラスパイレス方式」では、個々の市職員に対し、役職段階や年齢等の給与決定要素を同じくする民間の従業員の平均給与額を支給したとした場合の給与総額と、現に市職員に支払っている給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを算出します。

具体的には、下表のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与(B)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(C)のそれぞれに職員数(A)を乗じて(D)、(E)を算出し、その総計である(D')、(E')を職員数の合計で除した値を比較します。

なお、この比較方法は、国及び他の指定都市等でも採用しています。

<算定例>

単位:人、千円

区分	市役所		民間	職員給与計	民間給与計
	職員数(A)	平均給与(B)	平均給与(C)	A×B(D)	A×C(E)
大卒	22・23歳	100	200	20,000	20,500
	24・25歳	150	210	31,500	32,250
	∮	∮	∮	∮	∮
高卒	18・19歳	80	160	12,800	12,800
	20・21歳	100	170	18,000	17,000
	∮	∮	∮	∮	∮
係員計	800		190,000	200,000	
係長計	300		102,000	105,000	
局区長計	50		35,000	38,000	
役職別合計	2,000		860,000(D')	861,000(E')	

職員給与の平均 : 860,000千円 ÷ 2,000人 = 430,000円

民間給与の平均 : 861,000千円 ÷ 2,000人 = 430,500円

この例では、職員給与が民間給与を500円下回っていることとなります。



# 給与に関する報告及び勧告

(令和2年10月21日実施)







人 調 第 5 1 5 号

令和 2 年10月21日

横浜市会議長 横山 正人 様  
横浜市 長 林 文子 様

横浜市人事委員会委員長 水地 啓子

本委員会は、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関して、別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。



# 目 次

## 別紙第 1

(ページ)

職員の給与に関する報告	1
1 職員給与と民間給与の調査	2
2 職員給与と民間給与の比較等	3
3 国家公務員の給与	4
4 給与改定に関する考え方	4
(参考) 人事院勧告の骨子	5

## 別紙第 2

(ページ)

勧告	7
----	---



## 職員の給与に関する報告

本市職員の給与の決定については、市民及び職員の理解と納得を得る必要があることから、本委員会が、本市職員の給与と市内民間企業従業員の給与について、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させることで精確な比較を行い、民間給与の水準と均衡させることを基本に、必要な勧告等を行ってきた。

地方公務員法に基づく給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置としての機能を有するものであり、この勧告に基づき職員給与が決定されることで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とすることができると考える。

本委員会は、このような考え方にに基づき、職員給与と民間給与との比較をはじめ給与決定の基礎となる諸条件の調査を行った上で、本市職員の給与に関する報告を行うものである。

## 1 職員給与と民間給与の調査

### (1) 職員給与の実態調査

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員の給与等の実態を把握するため、「横浜市職員給与等実態調査」を実施した。

調査対象は、一般職の職員（技能職員、企業局職員及び休職者等を除く。）32,945人である。

調査項目は、本市職員の給料月額及び諸手当の支給状況等である。調査結果については、別途報告する。

### (2) 民間給与の実態調査

本委員会は、市内民間企業従業員の給与等の実態を把握するため、人事院等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、全国統一の内容及び方法で行うものであり、調査対象は、市内民間事業所のうち、次表の調査対象産業に分類された、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上の民間事業所である。

本年の本市における調査対象事業所数は1,426事業所であり、これらを産業、企業規模、本店・支店の別の条件でグループ化し、各グループの中から無作為に抽出した300事業所について調査を実施した（層化無作為抽出法）。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外されている。

調査項目は、次表の調査対象職種（54職種）に従事する者の4月分の給与月額、初任給月額、特別給（賞与等）及び諸手当の支給状況等である。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施した。特別給及び諸手当の支給状況等に関する調査については、6月29日から7月31日にかけて実地によらない方法により先行して実施した。実地が基本となる給与月額及び初任給月額に関する調査については、感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日にかけて実施した。

《調査対象産業等一覧》

項 目	内 容
調査対象産業 (1,426事業所)	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、その他のサービス業）
調査対象職種 (54職種)	事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員その他）、技能・労務（守衛その他）、教育（大学教授、高等学校教諭その他）、研究（研究員その他）等

## 2 職員給与と民間給与の比較等

### (1) 特別給

本委員会は、市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給実績が、所定内給与月額の内何月分かを把握し、これと条例で定められた本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を比較した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、市内民間事業所従業員の特別給の支給実績は、年間で所定内給与月額の4.47月分に相当しており、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合がそれを0.03月分上回っている。

民 間	本 市
4.47月分	4.50月分

[参考資料第2表（16頁）]

## (2) 給与月額

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、4月分の給与について比較を行い、公民較差を算出することとする。

## 3 国家公務員の給与

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。

勧告では、期末・勤勉手当について、国家公務員の平均支給月数が民間事業所従業員の特別給の支給割合（月数）を年間で0.04月分上回っており、支給月数を0.05月分引き下げるよう言及した。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととしている。また、月例給については、別途必要な報告及び勧告を行うこととしている。

[参考（5頁）]

## 4 給与改定に関する考え方

### (1) 期末・勤勉手当について

特別給については、前記2(1)のとおり、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.03月分上回っていた。このため、期末・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げる必要がある。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くことが適当である。

### (2) 給与月額について

別途、必要な報告及び勧告を行うこととする。



## (参考) 人事院勧告の骨子

### 1 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### 2 ボーナスの改定等

#### (1) 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）  
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

<ボーナス>昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

#### (2) ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

### 3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職（一）…現行給与 408,868円 平均年齢43.2歳[対前年 △2,255円、△0.2歳]



# 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）を改正することを勧告する。

## 1 期末手当

次の表に掲げる支給割合となるよう、期末手当の支給割合を改定すること（再任用職員を除く。）。

### (1) 令和2年12月期

一般職員	管理職員
100分の127.5	100分の107.5

### (2) 令和3年6月期以降

一般職員	管理職員
100分の130	100分の110

## 2 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。



# 参 考 资 料



# 目 次

## 第 1 部 民間給与の実態

(ページ)

令和 2 年職種別民間給与実態調査の概要……………15

第 1 表 産業別・企業規模別抽出事業所数……………15

第 2 表 民間における特別給の支給状況……………16

第 3 表 民間における冬季賞与の配分状況……………16

## 第 2 部 労働経済の動向

(ページ)

第 4 表 労働経済指標……………18





# 第1部 民間給与の実態



# 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、本市職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査の内容等

### (1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における賞与の支給の状況等
- ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 本年4月分の初任給の状況

### (2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)ア及びイに関する調査：6月29日(月)から7月31日(金)まで
- ・ (1)ウ及びエに関する調査：8月17日(月)から9月30日(水)まで

### (3) 今回報告する内容

今回の報告の基礎となったのは、(1)ア及びイに関する調査である。

## 3 調査機関

本委員会、人事院及び都道府県、指定都市、特別区等の各人事委員会

## 4 調査の範囲等

### (1) 対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所のうち、日本標準産業分類により分類された1,426事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

### (2) 事業所の抽出

前記4(1)の事業所を産業、企業規模、本店・支店の別により16層に分類し、これらの層から300事業所を無作為に抽出した。

## 5 集計方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

**第1表 産業別・企業規模別抽出事業所数**

産 業	企業規模	計	50人～	100人～	200人～	300人～	500人～	1,000人～	3,000人
			99人	199人	299人	499人	999人	2,999人	以上
<b>産 業 計</b>		<b>299</b>	<b>35</b>	<b>47</b>	<b>27</b>	<b>26</b>	<b>46</b>	<b>33</b>	<b>85</b>
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		27	8	1	3	2	4	5	4
製 造 業		86	8	21	7	7	11	6	26
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		66	9	11	10	4	12	8	12
卸 売 業、小 売 業		26	3	3	3	3	5	3	6
金 融 業、保 険 業、不 動 産 業、物 品 賃 貸 業		18	0	1	0	0	1	3	13
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		76	7	10	4	10	13	8	24

(注) 1 上記のうち、調査不能の事業所が67あった。

2 上記のほか、調査対象外であることが判明した事業所が1あった。

## 第2表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	381,695 円
	上半期 (A2)	381,517 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	865,591 円
	上半期 (B2)	840,454 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.27 月分
	上半期 (B2/A2)	2.20 月分
年 間 の 合 計		4.47 月分

- (注) 1 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。  
 2 本市の期末・勤勉手当の年間の支給月数は、条例により現行4.50月と定められている。

## 第3表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
44.5	55.5	50.7	49.3

- (注) 1 一定率(額)分とは、在職期間に応じて一律に支給されるものをいう。  
 2 考課査定分とは、勤務実績に応じて支給されるものをいう。

## 第2部 労働経済の動向

第4表 労働経済指標

項目			年度・年月		令和元年度				
			平成30年度	令和元年度	4月	5月	6月	7月	
生計費	消費支出 (総務省) [家計調査2人以上の世帯のうち労働者世帯]	全 国	金額	※1 千円 315.3	※1 323.9	337.2	332.3	308.4	321.2
			前年比 前年同月比	※1 % 0.7	※1 2.7	0.7	6.4	5.6	3.6
	横 浜 市	金額	※1 千円 313.4	※1 340.6	316.8	312.8	320.5	358.0	
		前年比 前年同月比	※1 % △ 13.6	※1 8.7	△ 12.0	9.5	7.2	34.4	
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比 前年同月比	% 0.7	0.5	0.9	0.7	0.7	0.5
		横 浜 市	前年度比 前年同月比	% 0.8	0.5	1.4	0.8	0.9	0.8
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年度比 前年同月比	% 2.2	0.2	1.3	0.7	△ 0.2	△ 0.7
賃金・労働時間 (厚生労働省) 〔毎月勤労統計調査〕	全 国 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金額	千円 296.0	296.2	299.5	294.8	297.6	296.4
			前年度比 前年同月比	% 0.6	0.1	0.3	0.1	0.3	0.0
		う ち 所定内給与	金額	千円 270.7	271.2	273.4	269.4	272.4	271.6
			前年度比 前年同月比	% 0.6	0.3	0.3	△ 0.1	0.3	0.1
	神 奈 川 県 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金額	※1 千円 311.8	※1 309.0	311.1	305.9	311.8	308.9
			前年比 前年同月比	% 2.3	※1 △ 0.9	△ 1.4	△ 1.7	△ 0.1	△ 0.1
		う ち 所定内給与	金額	※1 千円 287.4	※1 282.5	283.6	280.2	284.7	282.5
			前年比 前年同月比	※1 % 3.4	※1 △ 1.7	△ 2.2	△ 2.4	△ 1.0	△ 0.8
	総実労働時間数		時間数	時間 146.8	144.2	148.7	141.4	147.4	150.1
	[調査産業計]		う ち 所定外労働時間数	時間数	時間 12.5	12.3	13.1	12.4	12.3
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数 (厚生労働省)		前年度比 前年同月比	% 0.5	1.3	1.1	0.8	1.0	1.2
	有効求人倍率 (厚生労働省)			倍 1.62	1.55	1.63	1.62	1.61	1.59
	実質国内総生産 (内閣府)		前年度比 前 期 比	% 0.3	0.0	0.4			

(注) 1 賃金・労働時間及び雇用・生産の常用雇用指数は、事業所規模30人以上（パート・アルバイトを含む。）の数値である。  
2 物価、きまって支給する給与、所定内給与及び雇用・生産の常用雇用指数は、平成27年基準の数値である。  
3 実質国内総生産は平成23年連鎖価格である。  
4 ※1 欄は、暦年の数値である。  
6 数値は令和2年10月7日時点のものである。

年					令和 2 年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
325.5	329.7	305.2	304.0	345.4	312.5	303.2	322.5	303.6
1.7	8.9	△ 3.2	0.2	△ 1.6	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9
433.8	470.7	299.9	292.8	406.1	324.1	297.8	349.1	391.8
53.9	52.3	△ 8.7	1.0	23.2	3.3	6.2	23.7	23.7
0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1
0.6	0.4	0.1	0.5	0.5	0.3	0.0	△ 0.1	△ 0.4
△ 0.9	△ 1.1	△ 0.3	0.2	0.9	1.5	0.8	△ 0.4	△ 2.4
295.9	296.0	298.4	297.7	297.1	293.1	293.7	294.3	295.8
0.1	0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2
271.3	271.8	273.0	271.9	271.8	269.1	269.2	269.9	273.0
0.2	0.2	0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1
310.7	306.7	310.5	311.5	312.0	299.4	303.2	300.7	298.5
△ 0.1	△ 1.3	△ 1.0	△ 1.0	0.5	△ 1.9	△ 1.0	△ 2.3	△ 4.1
285.4	281.8	282.6	284.2	285.4	275.0	278.3	276.2	275.6
△ 0.7	△ 1.9	△ 2.3	△ 1.7	0.0	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.8	△ 2.8
141.6	142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9
11.6	12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6
1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9
1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32
0.0	△ 1.8			△ 0.6				







